# 会計情報

Accounting, Tax & Consulting

2024年上期IPO市場の動向

国の会計と関連制度(12回目)~ 行政事業レビュー改革の概要~ iGAAP in Focus財務報告 Closing Out—報告の重点領域





トーマツ

#### Contents

2024年上期IPO市場の動向 JICPA:中小事務所等施策調査会研究報告第9号 g 「第1種中間連結財務諸表等を含む半期報告書に 関する表示のチェックリスト」の公表 会計・監査 -『会計情報』編集部 JICPA:中小事務所等施策調査会研究報告第10 号「第1四半期又は第3四半期の四半期決算短信 10 に含まれる四半期連結財務諸表等に関する表示 のチェックリスト」の公表 『会計情報』編集部 iGAAP in Focus財務報告 11 Closing Out—報告の重点領域 トーマッドFRSセンター・オブ・エクセレンス 国の会計と関連制度(12回目) 29 ~行政事業レビュー改革の概要~ 公認会計士 長村 彌角 会計基準等開発動向

### 2024年上期IPO市場の動向

#### IPO監査事業部 公認会計士 鳥 正和

#### 1. はじめに

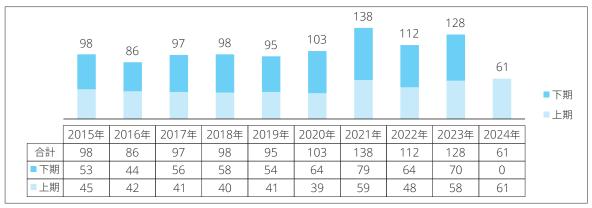
2024年上期の株式市場は、依然として上昇を続け日 経平均株価がバブル崩壊後の最高値を更新するなど、好 調な推移を見せた。長期化するロシア・ウクライナ情勢 や資源価格の高騰など不安定な要素が続くものの、円安 基調の影響や日本企業の再評価による海外マネーの流 入、アメリカをはじめとする世界的な株式市場の好調な どにより、2024年6月末時点で日経平均株価は40,000 円前後で推移し、年初から18%の上昇となった。

このようななか、国内IPO企業数は61社(TOKYO

PRO Market (以下、TPM) への上場 (23社) 及び TPMを経由した上場(1社)を含む)と、2023年上期 の58社(TPMへの上場(14社)及びTPMを経由した上 場(2社)を含む)から3社増加した。TPMへの上場数 の増加もあり、上期においては直近10年で最多のIPO 企業数となっており、長期トレンドでも直近4年連続で 100社を超えるなか、国内IPO市場は引き続き堅調とい

以下、2024年上期の国内IPO市場の動向と特徴を整 理してみることとする。

#### 【図表1】国内IPO企業数の推移(単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketへの上場、TOKYO PRO Marketを経由した上場を含む。

#### 2. 2024年上期のIPOの特徴

2024年上期のIPOの主な特徴を要約すると、以下の とおりである。各項目の詳細については後述する。(以 下、各項目の企業数及び比率はTPMを除く)

- ① 市場別···グロース市場へのIPOの割合は高く、東 京証券取引所(以下、東証)の市場区分(TPMを 除く)の89%を占めている。
- ② 業種別…情報通信業13社、サービス業13社と2 業種合計が全体の68%を占めた。
- ③ 発行総額…発行総額100億円を超えるIPO企業は 4社(前年同期5社)となり、前年同期比で減少し ているが、10億円未満の小型IPOについても減少 した。また、海外での募集・売出しを実施したIPO は12社(前年同期13社)となった。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は22社となり、 の14社から増加している。 全体の58%を占める結果となった。

- ⑤ IFRS (国際財務報告基準) 適用によるIPO…IFRS 適用IPO企業は1社となった。
- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は 2社となり、前年同期4社から減少した。
- ⑦ 赤字上場…上場直前期の当期純損失企業は9社で あり、過去2年間と同程度で推移している。

#### ① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表2のとおりであ る。2024年上期のスタンダードへのIPO企業数は4社、 グロースへのIPO企業数は34社となっている。グロー ス市場のIPO企業数が東証の市場区分(TPMを除く)に おけるIPO企業数に占める割合は89%と高い水準となっ ている。なお、TPMにおけるIPO企業数は年々増加傾向 にあり、2024年上期では23社の上場があり、前年同期

【図表2】市場別IPO企業数の推移(単位:社)

	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期
新市場区分(注1.3.4)					
プライム			0	1	0
スタンダード			4	10	4
グロース			17	29	34
旧市場区分(注1.3.4)					
東証一部	2	3	1		
東証二部	4	2	3		
JASDAQ	5	11	1		
マザーズ	22	37	10		
TOKYO PRO Market	5	6	11	14	23
その他(注5)	1	0	1	4	0
合計	39	59	48	58	61

	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期
グロース市場IPO企業数割合(注2)			80%	72%	89%

- (注1) 2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2022年上期IPO市場の動向」から表の記載を変更している。
- (注2) グロース市場IPO企業数割合は、東証の市場区分(TOKYO PRO Market除く)のIPO企業数に基づき算出している。
- (注3) 重複上場した会社については、東証側でカウントしている。
- (注4) TOKYO PRO Marketを経由した上場を含む。
- (注5)「その他」は名古屋証券取引所・札幌証券取引所へのIPO企業数を集計している

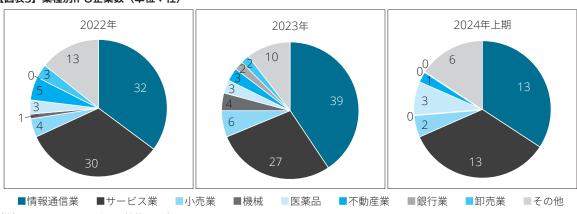
#### ② 業種別

2024年上期にIPOした企業の業種別の内訳(TPMを 除く)は図表3のとおりである。2024年上期では情報 通信業13社、サービス業13社となり、2業種合計では 26社と全体の68%(前年同期:68%)を占めている。

代表的な情報通信業では、IoTプラットフォーム 「SORACOM」の開発・提供を行う㈱ソラコムがあり、 代表的なサービス業では、スペースデブリ除去や人工衛 星寿命延長、点検・観測等の軌道上サービス事業を行う ㈱アストロスケールホールディングスがある。

2023年においては、銀行業である住信SBIネット銀 行㈱、楽天銀行㈱が立て続けにIPOしていること、東京 以外に本社を持つ機械業の企業が4社IPOしていること が特徴的であったが、2024年上期においては、銀行業・ 機械業としてIPOした企業はない。一方で小売業である ㈱トライアルホールディングス(ディスカウントストア 「TRIAL」を全国展開)が初値時価総額2,000億円を超 えるIPOとなっており、2024年上期において最も時価 総額規模の大きい銘柄となっている。

【図表3】業種別IPO企業数(単位:社)



(注)TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図表4の れのIPO企業数は、2023年下期が22社であったのに対 とおりである。いずれも公募時価総額が20億円~50億 円前後のIPOであったが、革新的な技術やサービスの提 供により、将来の成長が期待できるビジネス等に対する 投資家の期待が高い傾向にあった。

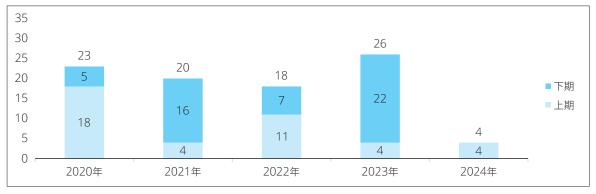
IPO企業数の推移が図表5のとおりである。公開価格割 られる。

して、2024年上期は4社と大きく減少している。2023 年下期の株式市場が上期に比して下落局面となったこと に起因して2023年下期は公開価格割れのIPO企業数が 増大していたものの、2024年上期は一転して株式市場 一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れの が一貫して上昇基調であったことが要因のひとつと考え

【図表4】2024年上期において公開価格比(初値と公開価格の比)が高かった企業

THE SAME AND THE S								
上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容			
2月28日	Cocolive(株)	グロース	情報通信業	2.2倍	不動産業界向けマーケティングオートメーションツール「KASIKA」の開発、顧客への提供その他関連する業務			
3月22日	(株)ジンジブ	グロース	サービス業	2.2倍	高卒就職採用支援サービス及び人財育成サー ビス			
3月28日	(株)情報戦略テクノロ	グロース	情報通信業	2.2倍	大手企業向けDX内製支援サービス等			

【図表5】初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移(単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

#### ③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別 のIPO企業数は、図表6のとおりである。2024年上期に おいて、発行総額100億円を超えるIPO企業は4社(前 年同期5社)となり、前年同期比で減少している。一方 で、発行総額10億円未満のIPO企業数は11社と2023年

上期の14社から減少しており、IPO企業数全体のうち、 10億円未満の社数割合は減少傾向となっている。これ は2024年上期における好調な株式市場を背景に公募価 格が高くつきやすかったことが要因であると考えられ る。

【図表6】発行総額レンジ別のIPO企業数の推移(単位:社)

	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期
500億円以上	0	1	0	2	0
100億円以上500億円未満	1	9	0	3	4
50億円以上100億円未満	3	6	2	2	3
10億円以上50億円未満	17	24	20	23	20
10億円未満	13	13	15	14	11
合計	34	53	37	44	38

	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期
100億円以上の社数割合	2%	18%	-%	11%	10%
10億円未満の社数割合	38%	24%	40%	31%	28%

(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

また、2024年上期に海外での募集・売出しを実施し ングス)はいずれも発行総額200億円以上であり、初値 方式10社(前年同期はグローバル・オファリング4社、 臨時報告書方式9社)となった。

グローバル・オファリングを実施した2社(㈱アスト ロスケールホールディングス、㈱トライアルホールディ

たIPOは、グローバル・オファリング2社、臨時報告書 時価総額も1,000億円を超える大型のIPOとなった。臨 時報告書方式は、10社全てが発行総額200億円未満と、 中型のIPOにおいて株式の一部を海外投資家へ販売する 方法が中心となっている。

【図表7】グローバル・オファリング及び臨時報告書方式によるIPOの推移(単位:社)

	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期
グローバル・オファリング	1	2	0	4	2
臨時報告書方式	1	12	7	9	10
合計	2	14	7	13	12

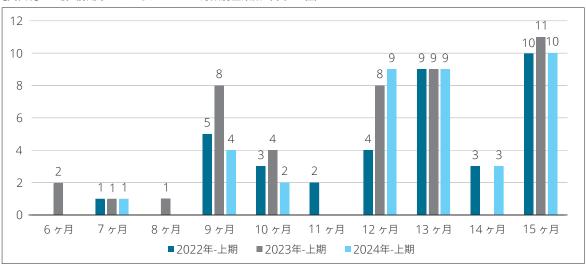
<sup>(</sup>注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

#### ④ IPOのタイミング

最近はIPOのタイミングが上場申請期の期初から長い 企業が多い傾向にあるが、2024年上期も同様の傾向に 数別の企業数を示している。

ある。図表8では、2022年上期、2023年上期及び 2024年上期の上場申請期の期初からIPOするまでの月

【図表8】上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数(単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

2022年上期から2024年上期にかけての傾向を見る と、上場申請期の第4四半期期末月(=上場申請期の期 初から数えて12か月目)の上場と上場申請期の期初か ら数えて13か月目から15か月目での上場、いわゆる 「期越え上場」が、他の月と比較して多い傾向が認めら れる。特に、「期越え上場」については、図表9で示す とおり、2024年上期は22社と全体の58%を占めてい る。これは、業績予想の達成状況を慎重に見極めてから IPOする会社が多いことに起因していると考えられる。

【図表9】期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2022年上期	22社	59%
2023年上期	20社	45%
2024年上期	22社	58%

(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

#### ⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRSを適用して上場した企業は図表10のとおりであり、投資ファンドが主要株主となっているか若しくは資本上位会社がIFRSを適用している会社が中心となっている。IPOマーケットにおいては、投資ファンドが多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用する傾向が見受けられる。

2024年上期にIFRSを適用して上場した企業は㈱アストロスケールホールディングスの1社(前年同期5社)となり、当該企業の初値時価総額は1,000億円を超える規模の大きいIPOとなっている。

#### 【図表10】IFRSを適用したIPO企業

2020年(4社)	(株)きずなホールディングス (株)雪国まいたけ (株)ダイレクトマーケティングミックス バリオセキュア(株)
2021年(10社)	ウイングアーク1st㈱ Appier Group㈱ (㈱デコルテ・ホールディングス (㈱)ペイロール (㈱)アシロ シンプレクス・ホールディングス(㈱) PHCホールディングス(㈱) (㈱)AB&Company (㈱)ネットプロテクションズホールディングス (㈱)ハイブリッドテクノロジーズ
2022年(0社)	_
2023年(11社)	(株)ハルメクホールディングス (株)モンスターラボホールディングス AnyMind Group(株) (株)シーユーシー (株)ノバレーゼ Japan Eyewear Holdings(株) インテグラル(株) (株)KOKUSAI ELECTRIC (株)トライト (株)ナレルグループ (株)ライズ・コンサルティング・グループ
2024年上期 (1社)	㈱アストロスケールホールディングス

(注) TOKYO PRO Marketは除いている。

#### ⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円を超えるIPOは、2023年上期はカバー㈱、住信SBIネット銀行㈱、楽天銀行㈱、㈱シーユーシーの4社であった。2024年上期においては、㈱トライアルホールディングス、㈱アストロスケールホールディングスの2社が初値時価総額1,000億円を超えるIPOとなった。

(㈱アストロスケールホールディングスは、スペースデブリ除去や人工衛星寿命延長、点検・観測等の軌道上サービス事業に取り組んでいる。上場初値は1,281円(公募価格850円)をつけ、初値時価総額1,447億円となった(上場日2024年6月5日)。同社の2024年4月期の売上収益は2,852百万円(前年同期:1,792百万円)、営業損失は▲11,555百万円(前年同期:▲9,665百万円)と後述の上場直前期に当期純損失を計上したIPO企業の1社となっているが、宇宙産業として、グローバル展開を行う数少ない日本の成長産業であり、技術やノウハウの先行優位性が市場に評価されているものと考えられる。

(㈱トライアルホールディングス(ディスカウントストア「TRIAL」を全国展開するIPO企業)は、2023年4月に「昨今の金融機関の破綻等を契機とした混乱が続く中、株式市場に関する動向等を総合的に勘案」しIPOを延期する旨のプレスリリースを行っていたが、2024年3月21日に上場し、上場初値は2,215円(公募価格1,700円)をつけ、初値時価総額2,633億円となった。同社の2023年6月期の売上高は653,112百万円(前年同期:595,500百万円)、営業利益は13,964百万円(前年同期:12,046百万円)と上場時における企業規模も大きく、2024年上期において最も初値時価総額規模の大きい銘柄となっている。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表11のとおりであり、初値時価総額500億円以上のIPOは4社(上述の2社の他、㈱VRAIN Solution、㈱ソラコム)となった。2024年上期の初値時価総額500億円以上の企業の割合は全体の11%、100億円以上は全体の47%となっている。

【図表11】初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移(単位:社)

	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期
1,000億円以上	0	3	1	4	2
500億円以上1,000億円未満	1	4	0	3	2
200億円以上500億円未満	5	12	4	7	3
100億円以上200億円未満	6	12	6	12	11
50億円以上100億円未満	13	22	15	11	9
50億円未満	9	0	11	7	11
合計	34	53	37	44	38

	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期	2024年上期
100億円以上の社数割合	35%	58%	30%	59%	47%
500億円以上の社数割合	3%	13%	3%	16%	11%

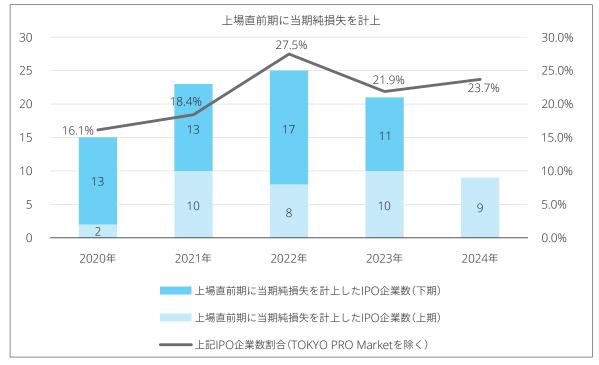
<sup>(</sup>注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

#### ⑦ 赤字上場

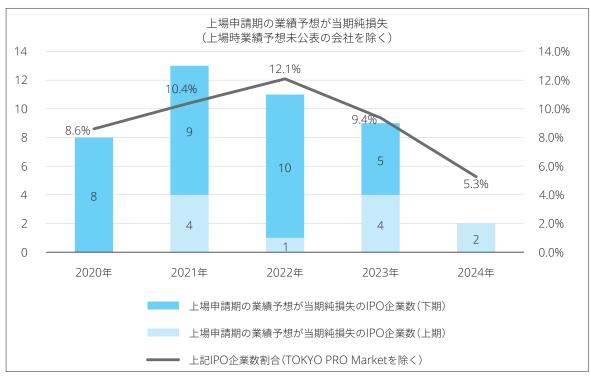
期に当期純損失を計上した企業は9社となっており、 をしている企業は2社となっている。 2023年上期から減少しているものの、割合としては

23.7%となっており、過去2年間と同程度で推移してい 2024年上期においては、図表12のとおり、上場直前 る。また、上場申請期においても当期純損失の業績予想

【図表12】当期純損失を上場直前期に計上、申請期に予想したIPO企業の推移(単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

#### 3. おわりに

2024年上期は、61社(TPMへの上場及びTPMを経 由した上場含む)がIPOを果たした。これは、TPMへの 上場数が大きく増加している側面はあるものの、上期に おいては直近10年で最多のIPO企業数となっている。

2022年の「スタートアップ育成5か年計画」を皮切 りに、将来的にユニコーン100社創出、スタートアップ を10万社創出することを目標として各種施策が展開さ れており、政府による各種施策はロードマップに従い着 実に取り組みが進められている。また、東証において も、2023年3月にIPOプロセスを円滑化するために有価 証券上場規程等の改訂を実施したことや、2024年3月 に海外企業に対しても積極的に東証へのIPOを選択して もらえるようなエコシステムとしての東証アジアスター トアップハブを立ち上げるなど、様々な取り組みが継続 して行われている。こうした施策は、成長手段のひとつ としてIPOを目指すスタートアップにとっては追い風と なっていると考えられる。

また、政府や東証の施策のみならず、IPOを目指す企 業側においても、TPMへの上場(及びその後のTPMか

ら本則市場へのステップアップ上場)や、2024年上期 における(株)ソラコムのように大企業の支援のもとで成長 したうえで、上場を果たす(所謂「スイングバイIPO」) など、様々な形でIPOを目指す企業が増加しており、 IPOの実現に向けて多様化が見られるようになってきて いる。

これらの政府・東証による施策やIPO実現に向けた多 様化の結果として、堅調なIPO企業数が継続しているが、 スタートアップの創出や持続的な成長を実現するための エコシステムは政府や東証、IPO企業だけではなく、ス タートアップの成長を支援するVC、証券会社、監査法 人等のIPO関係者が協力して形成し、さらなる強化を図 っていくことが必要である。スタートアップの成長は日 本経済の発展に寄与するものであるが、それは単にIPO を果たすことで達成されるものではない。IPOをゴール と考えるのではなく、IPO後もスタートアップの持続的 な成長を支える仕組みを引き続き考えていくことが重要 であり、結果として日本経済の発展にも寄与するものと 考える。

### JICPA:中小事務所等施策調査会研究報 告第9号「第1種中間連結財務諸表等を含 む半期報告書に関する表示のチェックリ スト」の公表

#### 『会計情報』編集部

日本公認会計士協会(中小事務所等施策調査会) は、2024年7月16日に、中小事務所等施策調査会 研究報告第9号「第1種中間連結財務諸表等を含む 半期報告書に関する表示のチェックリスト」を公表 した。

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正 する法律」が成立し、2024年4月1日から四半期報 告書制度が廃止され、第1四半期及び第3四半期に ついては四半期決算短信に一本化されると共に、金 融商品取引法上の開示制度としては、中間会計期間 について半期報告書の開示が行われることとなっ

本研究報告は、監査事務所が、金融商品取引法第 24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を 記載した半期報告書に含まれる第一種中間連結財務 諸表又は第1種中間財務諸表に関する表示の確認を 実施する際の参考に資するため、チェックリストの 形式で取りまとめたものである。

本研究報告利用上の注意については、チェックリ

スト本文「1. はじめに」及び「3. 本研究報告利 用上の留意点」に記載されている。

なお、本研究報告は、あくまでも一例を示したも のであるため、被監査会社の半期報告書の表示を確 認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正 等の検討を行う必要がある。また、2024年6月30 日で施行されている法令や会計基準等に基づいて作 成しているため、法令や会計基準等の改正が実施さ れた場合には、その改正事項を考慮した上で使用す る必要がある。

※従来公表していた中小事務所等施策調査会研究報 告第5号「四半期報告書に関する表示のチェック リスト」については、利用が見込まれる期間が経 過した後、廃止する予定とされている。

詳細についてはJICPAのウエブページ(こちら) をご覧ください。

### JICPA:中小事務所等施策調査会研究報 告第10号「第1四半期又は第3四半期の四 半期決算短信に含まれる四半期連結財務 諸表等に関する表示のチェックリスト」 の公表

#### 『会計情報』編集部

日本公認会計士協会(中小事務所等施策調査会) は、2024年7月16日に、中小事務所等施策調査会 研究報告第10号「第1四半期又は第3四半期の四半 期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等に関す る表示のチェックリスト」を公表した。

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正 する法律」が成立し、2024年4月1日から四半期報 告書制度が廃止され、第1四半期及び第3四半期に ついては四半期決算短信に一本化されることとなり ました。第1四半期及び第3四半期の四半期決算短 信については、監査人による期中レビューは原則任 意とされ、一定の要件に該当する場合に、監査人に よる期中レビューが義務付けられている。

本研究報告は、監査事務所が、第1四半期又は第 3四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財 務諸表及び四半期財務諸表(以下「四半期連結財務 諸表等」という。)に関する期中レビューにおいて、 表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェ

ックリストの形式で取りまとめたものである。

本研究報告利用上の注意については、チェックリ スト本文「1. はじめに」及び「3. 本研究報告利 用上の留意点」に記載されている。

なお、本研究報告は、あくまでも一例を示したも のであるため、被監査会社の四半期連結財務諸表等 の表示を確認する際には、それぞれの実情に即し て、加除修正等の検討を行う必要がある。また、 2024年6月30日時点で施行されている法令や会計 基準等に基づいて作成しているため、法令や会計基 準等の改正が実施された場合には、その改正事項を 考慮した上で使用する必要がある。

詳細についてはIICPAのウエブページ(こちら) をご覧ください。

#### iGAAP in Focus財務報告

### Closing Out—報告の重点領域

注:本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。 この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター<sup>1</sup>を ご参照下さい。

#### トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、引き続き不確実なマクロ経済及び地政学 的環境による重大な不確実性に依然として対処して いる。それらには、気候変動、高金利及びインフ レ、エネルギー安全保障上の懸念、サイバー攻撃、 主要な経済における選挙、ロシア・ウクライナ戦争 などの国際紛争及び緊張が含まれる。投資家及び規 制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処 しているかについて透明化を確保することを期待し

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在 の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務 報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上 の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫 性があり、比較可能で適時なサステナビリティ及び 気候関連情報に対する投資家の需要の高まりについ ても強調している。

#### 不確実性と財務報告

#### 全般的なインフレと金利上昇

多くの経済における高水準のインフレ率と市場金利 は、将来のキャッシュ・フローの予測と現在価値の計算 に依存する財務報告の複数の側面に影響を与える。一部 の経済では現在、インフレ率及び金利は安定又は低下し ているものの、企業が関連するリスクにさらされ続けて いるため、以下の検討事項が引き続き適用される可能性 がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号「資産の減損」 は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場 金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは 限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている 資産の適切な割引率に影響を及ぼさない場合(例えば、 短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を 及ぼさない場合)、又は企業が顧客に請求する価格を通 じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場

合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳 簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じること がない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃し てはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビュ ーが要求されるかどうかを適切に検討することにつなが るはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影 響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用 するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合 したアプローチに従うことを確保しなければならない。 インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レ ートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実 質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければ ならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が 手頃な価格でなくなる可能性がある(生産コストの増加 又は顧客の購買力の低下のいずれかのため)。正味実現 可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売で きない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契 約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、 特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会 計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な 数理計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実 性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析の ような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項 で要求される情報を開示する必要性を検討しなければな らない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に 基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える 可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するた め、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可 能性があり、その結果、次のようになる。

●借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加 する可能性があると予想される場合、IFRS第9号「金 融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損 失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデ ルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マ

<sup>1</sup> 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/ publications/global/igaap-in-focus/2024/closing-out)

ネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者 が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実 性に対する信用リスクの影響を理解できるようにする ための開示を伴わなければならない。

● 金融機関以外の企業が、顧客が未払額の支払いに苦闘 し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失 はより重大 (significant) になる。

割引率とキャッシュ・フローに使用される仮定は、特 定の計算内で内部的に整合しており、異なる目的で実行 される計算間で整合していなければならない。

#### エネルギー価格の変動

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減する ための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約 (PPA) のような再生可能エネルギーの長期契約を締結 することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設(風 力発電所や太陽光発電所など)で発電された一定量の電 力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合 意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設 の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手 に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通 常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能 エネルギー・クレジット(REC)も受け取る。再生可能 エネルギー源から発電される電力の時期/量は予測可能 でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手 が必要としない時期に生産された場合、買手は売却する ことが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースである かどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の 「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか(その 場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく 未履行契約として会計処理される) の評価を含む、フィ ジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性 がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、 例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の 要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者 が重大な判断を下すことが要求される場合がある。した がって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行っ た判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重 大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項 の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、 PPAの主要な条件(例えば、価格、期間及び契約電力 量)と、契約を締結する企業の目的を開示することを検 討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な 決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映 した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電 力購入契約 (VPPA) を締結する場合もある。通常の

VPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数 のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の 「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価 が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引 き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」 の評価はRECにのみに関連する。電力価格にリンクする 変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティ ブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満た し、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連 していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価 値(FVTPL)で別個に会計処理される。理論的には、密 接に関連していない組込デリバティブをスポット・レー トによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段と して利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、 実務上、契約の量(想定元本)の変動性により、達成さ れる可能性は低い。

2024年5月、IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号 「金融商品:開示」の修正を提案する公開草案「再 生可能電力に係る契約」を公表した。具体的には、

- 自己使用の要求事項について
  - -再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約に IFRS第9号の2.4項を適用する際に、企業が考慮 することを要求される要因を含める。
  - -発電の源泉が自然に依存している。
  - -購入者が数量リスクのほとんどすべてに晒され ている。
- ヘッジ会計の要求事項について
  - -所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約を 企業がヘッジ手段として用いることを認める。
  - -所定の要件が満たされる場合に、変動数量の電 力の予定取引をヘッジ対象に指定する。
  - –ヘッジ対象をヘッジ手段について用いるのと同 じ数量の仮定を用いて測定する。
- 開示要求について
- -所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約が 企業の財務業績並びに企業の将来キャッシュ・ フローの金額、時期及び不確実性に与える影響 を財務諸表利用者が理解できるようにする開示 要求を追加する。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、特定の特徴 を有する再生可能電力に係る売買契約についての修 正を提案」<sup>2</sup>は、本修正案を解説している

#### 不確実性及び金融リスクの開示

金利及びインフレ・リスク

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が

<sup>2</sup> 本誌2024年7月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、特定の特徴を有する再生可能電力に係る売買契約についての修正 を提案」を参照いただきたい。

金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか (特定のローン・コミットメントのような、財政状態計 算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエク スポージャーを含む)、及びこれらのリスクをどのよう に管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒さ れている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によ って純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感 応度分析を提供する必要がある。企業は、合理的に可能 性のある金利の変動の範囲が、適切な場合には、最近の 金利の変動を反映していることを確保しなければならな い。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析 を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号40項(c)で要求されているように、企業が 感応度分析の作成に使用する手法及び/又は仮定を変更 する場合 (例えば、マクロ経済環境の変化に対応して)、 当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中 度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リス クにさらされている金融機関の場合である(特に、一部 の法域の商業用不動産のようなセクター)。企業は、リ スク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示 しなければならないかどうかを検討しなければならな い。

#### 流動性リスク

企業の流動性リスクを利用者が理解することに役立つ ように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形 式で開示することを要求しており、重要なことに、流動 性リスクをどのように管理しているかの説明を要求して いる。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約 キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支 払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅 い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リ スクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によ って提供される延長したファイナンスの条件に依存する 企業は、当該契約の影響(例えば、契約条件、財務諸表 への影響)が適切に開示されていることを確認しなけれ ばならない。実際、金融機関が当該契約を撤回した場 合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の 負債を決済する能力に悪影響を与える可能性がある。同 様の考慮事項は、ファクタリング契約への依存に関して も関連性がある場合がある(「サプライヤー・ファイナ ンス契約」を参照)。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれ る特約条項(covenants)を遵守する企業の能力に影 響を与える可能性がある。この場合、企業は、そのよう な特約条項及び潜在的な違反の影響について、関連性の ある開示を提供することを検討しなければならない。

#### 不確実性と公正価値測定及び開示

現在のマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレ

ベルが高まる可能性がある。公正価値の変動は、企業の 財政状態及び業績に重要性がある影響を与える可能性が ある。例えば、投資不動産が公正価値モデルを適用して 会計処理される場合、又はIAS第36号適用の減損テスト を実施する目的の資金生成単位(CGU)の回収可能価 額が、処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合 である。公正価値の測定及び開示は、現在のマクロ経済 状況を反映することが重要である。これには、これまで 使用していた方法又は仮定の変更が要求される場合があ

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動 産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動 が低下しているため、関連性のあるデータが限定されて いることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比 較可能な取引アプローチを使用して見積もった公正価値 が、その状況における価値の合理的な範囲内にあること を確認するために、追加の評価方法を適用する必要があ る場合がある。また、企業は、(評価技法の変更及び公 正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような)評価測 定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS 第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必 要がある。さらに、企業は、還元利回り(capitalisation rate) 及び/又は収益率 (rate of return) のようなす べての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第 13号の開示目的に準拠していることを確認する必要が あります。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的でのみ実施され る公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに 価値がある。例えば、IFRS第7号25項は、償却原価で 測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示する ことを企業に要求している(帳簿価額が公正価値の合理 的な近似値となっている場合を除く)。IFRS第13号で要 求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公 正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商 品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含 まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更 及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利 が上昇する環境下では、金融商品(特に固定金利の債 券)の帳簿価額が公正価値に近しているという結論は、 もはや適切ではない可能性がある。

#### 不確実性とIFRS第9号

#### 予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失(ECL)は、負 債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コ ミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の 現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、 現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にイ ンフレ、金利上昇、企業の収益性の低下及び家計所得の 減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用ス プレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12カ 月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることに つながる。これは、現在の不確実なマクロ経済環境及び 地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された 時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大 を招いた可能性があるという事実を反映している。これ は、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、 インフレ率及び金利が他のセクターに比べて不均衡な負 担を強いられることを反映して、より集中する可能性が ある。

#### ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引がいまだ「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まることが、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

#### 財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた(たとえば、気候関連の問題はESMAの共通の施行優先事項3が繰返し取り上げてい

る)。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり(connectivity)を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

ESMAは2023年10月 に「The Heat is On: Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」 4と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される4つのハイレベルの原則を解説している。

- 01. 一貫性 (Consistency and coherence): 仮 定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中 で、また構成要素間で一貫しているように見 えるか?
- 02. 補完性:年次財務報告書の非財務セクション に含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか?
- 03. 相互参照:年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか?
- 04. 繰返しの回避:情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか?

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

#### 情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所で気候関連事項に重点 が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び 見積りに気候関連事項がどのように反映されているかと 一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務 報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の 戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における 最良の見積もりに基づかなければならない(例えば、短

<sup>3</sup> ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-1320\_esma\_statement\_on\_european\_common\_enforcement\_priorities\_for\_2022\_annual\_reports.pdf)

<sup>4</sup> ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041\_Report\_-\_Disclosures\_of\_Climate\_Related\_Matters\_in\_the\_Financial\_Statements.pdf)

期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載 された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するため に必要な場合)。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱 炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標 に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企 業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の 時期及び財務的影響を開示しなければならない。企業の 気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的 な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに 区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計 上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当 該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成 において考慮されることが期待される。投資家又は規制 当局は<sup>5</sup>、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響す るか、どの程度影響するか(又は影響しない)について の説明なしに、(例えば、減損テストで)検討されたこ とを記述する定型的な開示 (boilerplate disclosures) に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家 は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標 と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。6 異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び 可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を 明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要 である。

該当する場合、企業は、(感応度分析を含む)減損テ スト又は認識された引当金において使用した仮定と、気 候関連のコミットメント、計画及び/又は戦略との間の ずれを説明しなければならない。例えば、このようなず れは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号 「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して推定的義 務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場 合に生じる可能性がある。

#### 非金融資産の減損

気候関連リスク(物理的リスク又は移行リスク)に対 するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性があ る又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する 際に使用する見積りキャッシュ・フローに影響を与える 可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロ ー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示 が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場 合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシ ュ・フローに与える影響についての説明を提供しなけれ ばならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候 関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、 企業は、使用した定量化された仮定の開示(例えば、ア ウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企 業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及 び金額を含むカーボン・プライシング)、及びそのよう な定量化の基礎又は情報源(外部証拠に、より大きくウ ェイト付けしなければならないことに留意する)を考慮 しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積 りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した 期間及び(割引率及び成長率のような)使用した財務的 仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合があ

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資 産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持す るために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、 資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外 することを要求している。場合によっては、この2つを 区別することは(例えば、脱炭素化計画の一環として) 容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合があ

#### 財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を 評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要が ある場合がある。

- ・企業が、気候関連事項が事業及び/又は資産及び負債 の測定に重要性がある財務的影響を与えるとは見込ま れないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポ ージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実 施した評価、行った判断及びそのような結論に達する ために使用した期間を開示することを期待している。 当該開示は、個々の企業の具体的な状況に合わせて調 整しなければならない。
- ●法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺するこ とを決定した企業は、その結果として財務業績及び財 政状態に与える影響について、適切な開示が行われる ことを確認しなければならない。これには、例えば、 関連する財務諸表項目(例えば、温室効果ガス (GHG) 排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び /又は排出量引当金)の認識、測定及び表示に使用す る会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と 性質、及び所有する、負っている、消費した又は売却 したGHGクレジット又は再生可能エネルギー証書の 数量が含まれる。
- ●グリーン・ファイナンス(例えば、ESGインデック ス・ローンの発行)を行う金融機関は、財務諸表の利 用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特 定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情 報の開示を検討する必要がある(例えば、金融商品の

<sup>5</sup> 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」(項目VII及 び(川) を参照

<sup>6</sup> 本誌2022年7月号A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の 要求」が、より詳細に解説している。

主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金 融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フロー への影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのよう に管理しているか)。また、企業の会計方針の適用に 重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産 の契約上のキャッシュ・フローが元本及び/又は元本 残高に対する利息の支払いであるかどうかを評価する 場合にも、開示が要求される場合がある。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパ リ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対 する投資家の需要」7は、気候に関する投資家の期待 の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物であ る「In Brief:IFRS基準と気候関連の開示」<sup>8</sup>及び 「IASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与 える影響」<sup>9</sup>によって強調されているか、及びそれら の要求を実務においてどのように適用する可能性が あるかについて提供している。

さらに、2024年4月、IFRS解釈指針委員会は、 財務諸表における気候関連コミットメントの影響を 評価するために実施すべき分析を説明するアジェン ダ決定を公表した。

#### サステナビリティ報告の動向

#### 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニ ーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発 することである。

現在までに、ISSBは、最初の2つの基準を公表してい る。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示 に関する全般的要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開 示」である。

- IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企 業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有 用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に 関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項 を示している。
- IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企 業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有 用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識 別、測定及び開示するための要求事項を示している。 両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発用することが要求される。新しい要求事項への効果的か

効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸 表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行 の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、 法域が基準をアドプションしたときにのみ強制適用され ることになる。20を超える法域が、法的又は規制上の フレームワークにおいて、IFRSサステナビリティ開示 基準を使用することをすでに決定した又は導入する段階 である。これらの法域は、GDPベースで、グローバル 経済の半分超を示している。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告 「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公 表」10は、IFRS S1号及びIFRS S2号の主要な要求事項を 解説している。

#### 重大な域外への広がりを有する法域の開発

欧州連合の企業サステナビリティ報告指令(CSRD) 及び欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向 けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ 報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び 国連の持続可能な開発目標(SDGs)に沿った完全に持 続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献 することを目的としている。

CSRDの範囲は広く、限定的な例外はあるものの、 EUの規制市場に証券を上場している(非EU企業を含む) すべての企業が含まれる。その範囲は、(非EUの親会社 のEU子会社を含む)特定の非上場のEU企業にも拡大し ている。

ESRSの最初のセットには、以下が含まれる。

- ・以下を取り扱う2つの横断的基準:
- -サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に 企業が準拠すべき全般的要求事項(ESRS 1)。これ には、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報 告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれ
- -活動のセクターに関係なく(すなわち、セクター共 通)、サステナビリティのトピック横断的に、すべ ての企業に適用される全般的開示(ESRS 2)
- ・セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスの トピックをカバーする10のトピック別基準

CSRDは、異なる種類の企業について、ESRSに従っ た強制開示の発効日を指定している。企業の最初のグル ープは、2024年1月1日以後開始する期間にESRSを適

<sup>7</sup> 本誌2022年7月号A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の 要求」を参照いただきたい。

<sup>8</sup> IASBのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2019/november/in-briefclimate-change-nick-anderson.pdf?la=en)

<sup>9</sup> 日本語訳についてASBJのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.asb-j.jp/jp/iasb\_activity/press\_release/ y2023/2023-0704.html)

<sup>10</sup> 本誌2023年9月号iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を 参照いただきたい。

つタイムリーな移行に必要な時間と労力は、かなりのも のになる可能性がある。したがって、データ収集、内部 統制及び強制される保証の要求をサポートする手続に関 する重要な組織上の決定は、慎重に検討する必要があ

2024年5月、EFRAGは、EFRAG IG1号「重要性評 価」、EFRAG IG 2号「バリューチェーン」、EGRAG IG 3号「詳細なESRSデータポイント」及び付属する説明 文書の3つのESRS適用ガイダンス文書を公表した。さ らに、EFRAGは、EFRAG ESRS Q&Aプラットフォーム を通じて受け取ったテクニカルなESRSの質問を含む説 明文書の編集物を公表した。これらの文書には権威がな

さらに、EUタクソノミ規則(及びそれを裏付ける委 任法)は、環境目標に寄与する経済活動を分類するため のシステムを定めている。規制の対象となる企業は、非 財務情報報告書に(CSRDが発効すると、マネジメン ト・レポートの専用セクションにおけるサステナビリテ ィ報告の一部として)、当該企業の活動が環境的にサス テナブルな経済活動とどのように、及びどの程度関連し ているかに関する情報を含めることが要求される。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を 提供している。

- ●iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「企業サ ステナビリティ報告指令(CSRD)の世界的な適用-官報に掲載された最終条文」11は、CSRDの世界的な 適用を説明している。
- ●iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州サ ステナビリティ報告基準 (ESRS) の最終化」<sup>12</sup>は、 ESRSの1stセットを解説している。
- iGAAP in Focus「EUタクソノミー企業報告の要求事 項」13は、EUタクソノミ規則の要求事項を解説してい る。

#### 相互運用可能性のガイダンス

2024年5月、IFRS財団とEFRAGは、IFRSサステナビ リティ開示基準とESRSの両方を適用する企業を支援す る相互運用可能性のガイダンス14を公表した。このガイ ダンスでは、2つの基準間の整合(alignment)の概要 を示す。ESRSにおけるファイナンシャル・マテリアリ ティの定義は、IFRSサステナビリティ開示基準におけ る重要性の定義と整合しており、共通に定義されている 用語が多数あり、気候に関するIFRSサステナビリティ 開示基準の開示のほとんどすべてがESRSに含まれてい ることを指摘している。

しかし、これは、企業が1つの基準を適用することで、 自動的に他の基準への準拠を主張できることを意味する ものではない。両基準を一緒に適用する場合は、それぞ れの基準の目的及び要求事項を考慮するよう注意する必 要がある。例えば、それぞれの基準、特にESRSで規定 されている追加の気候関連開示要求で識別していること を確認する必要がある。さらに、ESRSは、一般目的財 務報告書の利用者よりも幅広い関係者の情報ニーズを満 たすことを意図していることに留意する必要がある(ダ ブル・マテリアリティの原則を適用していることを前提 として)。

相互運用性ガイダンスは、関連性がある基準と併せて 読まなければならない。企業は、IFRSサステナビリテ ィ開示基準又はESRSの要求事項を満たすために、当該 ガイダンスに単独で依拠することはできない。

#### 米国

#### ●証券取引委員会 (SEC)

2024年3月、SECは、外国登録企業を含む登録企業 に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の 開示を要求する規則を採択した。本規則は、適用を 2025年から2033年まで段階的に導入することを示し ている。その後、SECは、最終規則に異議申立の司法審 査が行われるまでの間、最終規則の発効日を自主的に延 期(一時停止)した。訴訟の結果は不明であり、審査に は数か月以上かかる可能性があるため、SECが最終規則 の現行の強制適用日を維持するか延期するかは不明であ

財務諸表において要求される開示には、次のものが含 まれる。

- ■異常気象現象及びその他の自然条件による財務諸表 への影響、及び企業の財務上の見積り及び仮定につ いての重要性がある影響
- カーボン・オフセット、及び再生可能エネルギーク レジット又は証書(REC)が企業の気候関連のター ゲット及びゴールを達成するために重要性がある要 素(material component)である場合、カーボ ン・オフセット及びRECのロールフォワード

財務諸表外で求められる開示には、以下のものが含ま れる。

- ◆大規模早期提出会社及び早期提出会社の場合、重要 性があるスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス 排出量。段階的に導入される保証の要求事項があ
- ガバナンス及び重要性がある気候関連リスクの監督

<sup>11</sup> デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/ crd/igaapinfocus-20230223.html)

<sup>12</sup> デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaapin-focus/2023/esrs-final)

<sup>13</sup> IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-infocus/2023/eu-taxonomy)

<sup>14</sup> IAFS財団のウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/ifrsfoundation-and-efrag-publish-interoperability-guidance/)

- ●企業の戦略、ビジネス・モデル及び見通しに対する 気候変動リスクの重要性がある影響
- ●重要性がある気候関連リスクのリスク管理プロセス
- ●重要性がある気候に関するターゲット及びゴール iGAAP in Focusサステナビリティ報告「米国SECが、 環境関連の開示を要求するルールを適用」<sup>15</sup>では、この ルールについて詳しく解説している。
- カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォル ニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が 定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供するこ とを、一括して要求する3つの法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法 (Climate Corporate Data Accountability Act)」及び SB-261「温室効果ガス:気候関連の財務リスク (Greenhouse Gases: Climate-Related Financial Risk)」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変 動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリ 一共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305 「自主的な炭素市場開示(Voluntary Carbon Market Disclosures)」は、気候関連の排出権のグリーンウォ ッシングに対抗することを目的としており、カリフォル ニア州内で自主的なカーボン・オフセット(VCO)を 市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリ フォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の 気候関連排出権を行う企業(VCOを購入又は使用して いるかどうかにかかわらず)に対する要求を定める。

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「カリフォル ニア州の気候法(更新版)」16は、州議会法案の内容を説 明している。

#### 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)

IFRS S1号及びIFRS S2号の公表後、金融安定理事会 (FSB) は、TCFDがその権限を果たしたと結論付け、 ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレ ームワークとして機能するべきであることを認識した。 そのため、FSBは、2024年から気候関連情報開示のモ ニタリングを、TCFDからIFRS財団に移管することを発

しかし、TCFDの報告義務の対象となる企業(例えば、 英国の上場企業)は、関連性がある当局がISSB基準に 基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正 しない限り、TCFD提言に沿った開示を継続しなければ ならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響について

の情報の品質に焦点を合わせている。例えば、2022年 に英国財務報告評議会 (FRC) は、TCFDの開示及び財 務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施 した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存 在するため、これらの分野での報告及び開示に対してよ り伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業へ の期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締 役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければ ならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要 な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD 又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する 企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性があ

- ◆粒度と特定性一企業は、企業全体のリスク及び機会に 関する情報を提供し、必要に応じて事業(business)、 セクター及び地域別に分解して提供しなければならな
- バランス─気候関連のリスク及び機会に関する議論 は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術 の開発への依存についての議論を含め、予想される規 模に比例しなければならない。また、リスク及び機会 の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必 要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失 は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれず、代替 的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存 しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、 移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に 相殺されるという印象を与えないために重要である。
- ●他のナラティブ開示との相互リンクーTCFDの開示 は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポ ーティング内の企業による全体戦略の説明に組み込む ことにより、ナラティブ・レポーティングの他の要素 と統合しなければならない。
- 重要性(マテリアリティ) 一企業は、TCFDの全セク ターガイダンス及び補足ガイダンス<sup>17</sup>をどのように組 み込むかについての説明を提供しなければならない。 開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなけ ればならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、 重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示 の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていな いかどうかを明確にしなければならない。
- TCFDと財務諸表開示のつながり一TCFD報告で識別 された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けと なる判断及び見積りに適切に統合されなければならな い。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セ

<sup>15</sup> IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-infocus/2024/sec-climate-rule)

<sup>16</sup> デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/ crd/igaapinfocus-20231218.html)

<sup>17</sup> TCFDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsb-tcfd.org/publications/#implementing-guidance)

することを検討しなければならない。

- **ガバナンス**一企業は、気候関連のパフォーマンス目標 の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する 決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に 関する具体的な情報を提供しなければならない。ま た、気候関連リスクをどのように管理しているか及び 気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示 を検討しなければならない。
- 戦略─戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析 に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合して いなければならない。リスクと機会に関する企業の議 論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
- リスク管理─気候関連事項は、全体的なリスク管理プ ロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リ スクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に 説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会 の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語の みで説明するのではなく、可能な限り定量化しなけれ ばならない。これは、気候関連の機会の影響が、リス クの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回ら ないかもしれないかを示す上で特に重要である。
- 指標と目標―指標は、スコープ1及び2の排出量のみ に焦点を絞るのではなく、他の気候関連のリスクと機 会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗 状況の読者の理解をサポートするために、過去データ 及び変動の説明を提供しなければならない。
- ●保証―企業は、与えられた保証のレベル及びそれが力 バーするものを明確に説明しなければならない。「検 証済み (Verified)」などの用語は、実際に取得され たよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるた め、避けなければならない。

2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の 開示の品質に関するテーマ別レビューの結果を公表し た。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中 間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上して いることを示している。しかし、報告書は、以下の点を 指摘している。

- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストー ンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較 可能性は依然として困難である。
- ●表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素 経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難し いと感じている。
- 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについて の説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」 気候に関する定型的(ボイラープレート)な文章は、 影響に関する洞察をほとんど提供しない。

気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関

グメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、 自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又は ISSB基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情 報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記 の点を考慮しなければならない。

#### 通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ (この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財 務報告」で定義されている)の対象となる法域の数が増 加している。したがって、企業は以下の課題にますます 直面している。

- ●経済がIAS第29号で定義されている超インフレである かどうかを判断することに、困難な場合がある。当該 定義には超インフレのいくつかの特徴が含まれている が、超インフレは3年間の累積インフレ率が100%に 近づいているか又は超えるときに、最も多く証拠付け られる。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を 適用するべきかを決定することも難しい可能性があ
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている 状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これ は、現地通貨が超インフレである場合に特に重大にな る可能性がある。IAS第29号は、(その経済で活動す る企業によってではなく)機能通貨が超インフレ経済 の通貨である企業によってのみ適用される。また、 IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」では、 「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、 本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨(親会 社の機能通貨など)を機能通貨として採用することに よって、避けることはできない。」と具体的に規定さ れていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制 限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算 し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で 換算するための適切な為替レートを識別することが困 難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有で はないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制 限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特 徴であることが多い。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換 可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レート をどのように決定するかを明確にするためにIAS第 21号を修正する」18は、通貨が交換可能である場合 及び交換可能でない場合に為替レートをどのように 決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023 年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」(IAS

<sup>18</sup> 本誌2023年10月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レート をどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

第21号の修正)を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又 は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号 122項及び125項で要求されているように開示を提供し なければならない。

2024年4月に公表された国際通貨基金 (IMF) の直近 のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、 執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済 は、2024年6月30日以後終了する報告期間の財務諸表 においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従 った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると 広く考えられている。

- アルゼンチン
- ●エチオピア
- ●ガーナ
- ・ハイチ
- ●イラン
- ・レバノン

- ●スーダン
- ●スリナム ・シリア
- ・トルコ
- ●ベネズエラ
- ●ジンバブエ

• シエラレオネ

イエメンは、2024年6月30日以後終了する報告期間 について、もはや超インフレ経済として識別されない。

2024年6月30日現在、超インフレをモニターすべき 通貨である他の国には、アンゴラ、ブルンジ、エジプ ト、ラオス、マラウイ、ナイジェリア、パキスタン、南 スーダン及びスリランカが含まれる。

特に、エジプト、ラオス、マラウイは、2024年12月 31日以後終了する報告期間において、超インフレ国と して識別されると見込まれる。これらの国で事業を行う 企業は、引き続き状況を注視する必要がある。それより 前の報告期間において、これらの国で重要性がある事業 を行う企業は、将来の期間においてインフレ会計が適用 される可能性についての明確な開示を提供しなければな らない。

南スーダンについては、2024年4月に公表されたIMF 世界経済見通し(WEO)の報告書によると、3年間の 累積インフレ率は2024年に137%に上昇すると予想さ れている。これは、2023年10月にIMF世界経済見通し として公表された報告書において、3年間の累積インフ レ率が2023年に30%、2024年に34%になると予測し ているのとは対照的である。南スーダン・ポンドを機能 通貨としている企業が2023年にインフレ会計の適用を 中止した場合、2024年12月31日以後終了する報告期 間に対して、この会計処理方法を再適用する準備をしな ければならない。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと 広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更 になる可能性があることを、理解しなければならない。

#### 新たな会計上の要求事項

#### 2024年1月1日以後開始する事業年度に発効 負債の流動又は非流動の分類

2020年及び2022年のIAS第1号の修正は、

- 決済が、現金、資本性金融商品、他の資産又はサービ スの相手方への移転を指すことを明確にする、「決済」 の定義を導入する。
- ●負債の流動又は非流動としての分類は、報告期間の末 日現在に存在する権利に基づくことを明確化する。
- ●分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使する かどうかについての見込みの影響を受けないことを規 定する。
- 決済を少なくとも12か月にわたり延期する企業の権 利に対する、特約条項(covenants)の影響を規定 する。
- ●財務諸表の利用者が特約条項付の非流動負債が12か 月以内に返済すべきものとなる可能性があるリスクを 理解できるように、注記で情報を開示する要求事項を 導入する。

特に、本修正は、企業が報告期間の末日以前に遵守す ることが要求される特約条項のみが、報告日から少なく とも12か月にわたり、負債の決済を延期する企業の権 利に影響を与えることを規定している。逆に、報告期間 の終了後にのみ遵守が要求される特約条項は、そのよう な権利が存在するかどうかに影響を与えない。ただし、 企業が将来の特約条項を遵守することに困難がある可能 性があると見込んでいる場合には、企業はこのリスクに 関する情報を(上記のとおり)開示し、継続企業及び流 動性リスクへの影響を検討しなければならない。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の 負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」19 は、IAS第1号の主要な修正点を解説している。

#### サプライヤー・ファイナンス契約

2023年、IASBは、企業に対してサプライヤー・ファ イナンス契約に関する追加開示を要求するよう、IAS第 7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号を修 正した。この情報には、次のものが含まれる。

- サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- ●関連する負債の帳簿価額及びこれらの金額が表示され ている科目
- ●サプライヤー・ファイナンス契約に関連する金融負債 と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない 比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲
- ●仕入先がすでに資金供給者から支払いを受けている負 債の帳簿価額

<sup>19</sup> 本誌2023年1月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」を 参照いただきたい。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤ ー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号 及びIFRS第7号を修正」<sup>20</sup>は、IAS第7号及びIFRS第 7号の主要な修正点を解説している。

#### 2026年1月1日以後開始する事業年度に発効 金融商品の分類及び測定の修正

2024年5月IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号を修正 し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に 関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類 基本的な融資の取決めと整合的な契
- ◆金融資産の分類ーノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類―契約上リンクしている商品
- 開示ーその他の包括利益を通じて公正価値で測定する もの(FVTOCI)として指定した資本性金融商品に対 する投資
- 開示-偶発的事象の発生(又は不発生)に基づいて契 約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させ る可能性のある契約条件

iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分 類及び測定の要求事項の修正を公表」21は、IFRS第 9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

#### 2027年1月1日以後開始する事業年度に発効

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月、IASBは、IAS第1号を置き換えるIFRS第 18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。 新基準は、IAS第1号の要求事項の多くを変更せずに引 き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- ●純損益計算書において、指定された区分(営業、投 資、財務、法人所得税及び非継続事業)と定義された 小計を表示する。
- ●財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標 (MPM) に関する開示を提供する。
- ●集約と分解を改善する。

IAS第1号の要求事項の一部は、IAS第8号「会計方針、 動する。IASBはまた、IAS第7号及びIAS第33号「一株 当たり利益」に若干の修正も行う」。

IFRS第18号は、特定の経過措置を伴う遡及的適用を 要求している。企業は、2027年1月1日以後開始する事 業年度にIFRS第18号を適用することが要求され、早期 適用は認められる。

iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表にお ける表示及び開示に関する新しい基準を公表 1<sup>22</sup>は、 IFRS第18号の主要な要求事項を解説している。

#### IFRS第19号「公的説明責任のない子会社:開示」

2024年5月、IASBは、要件を満たす子会社が財務諸 表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提 供することを認める、IFRS第19号「公的説明責任のな い子会社:開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は 中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の 使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場 合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって 任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独 財務諸表に適用が可能である。

新基準は、2027年1月1日以後開始する事業年度に発 効する。早期適用は認められる。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対 する削減された開示のフレームワークを導入す る」<sup>23</sup>は、IFRS第19号の主要な要求事項を解説して いる。

#### その他の報告に関する検討事項

#### 重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生 要因の開示

不確実性のある時代に報告する場合、財務諸表の利用 者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と行った判断 を理解できるようにする十分な情報を提供することが特 に重要である。企業の特定の状況に応じて、本ニュース レターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項 から133項によって開示が要求される可能性がある、項 目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確 会計上の見積りの変更及び誤謬」1及びIFRS第7号に移 実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性があ

- 20 本誌2023年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及び IFRS第7号を修正」を参照いただきたい。
- 21 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」を参照いただ きたい。
- 22 本誌2024年6月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」を参 照いただきたい。
- 23 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」 を参照いただきたい。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含 む、主要な仮定について提供する開示は、報告日におけ る状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれ らの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正 を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場 合、財務的影響の見積りを含む、当該変化に関する情報 を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及 び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクが ある(したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求 される) 見積りと、より長い期間にわたって資産及び負 債に影響を及ぼす可能性のある(したがって、当該項の 範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である 可能性がある)見積りとを区別することも重要である。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下 のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化す
- ●利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を 理解できるようにするために、仮定及び/又は不確実 性の説明に十分な粒度を提供する。
- ●他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積 りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- ●重大な見積り(本ニュースレターで解説されている経 済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性 がある) について、意味のある感応度及び/又は合理 的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定 のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきで はない。
- 投資家がその影響を完全に理解するためにこの情報を 必要とする場合、重大な見積もりの基礎となる仮定を 定量化する。
- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変 更を説明する。

IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にス ポットライトを当てる」<sup>24</sup>は、重大な判断及び見積 りの不確実性の主要な発生要因の開示についてのよ り詳細を解説している。

#### 継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行 不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限 されたりする可能性がある。このような状況では、報告 日から少なくとも12か月間継続企業として存続できな いかどうかを評価する必要がある。

経営者が企業を清算もしくは営業停止の意図がある場 合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除 いて、財務諸表は継続企業に基づいて作成される。評価 を行う際、継続企業として存続する企業の能力に重大な 疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する 重要性のある不確実性を経営者が認識している場合、企 業は、当該不確実性又は重要性のある不確実性は存在し ないという結論に達するために取られた重要な判断を開 示しなければならない。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する 開示要求に関する教育的資料を公表した。このガイ ダンスは、デロイトのIFRS in Focus「IFRS財団は、 継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に 関する教育的資料を公表」<sup>25</sup>に要約されている。

#### 法人所得税及び繰延税金資産の認識

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の 低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響 するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益 の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、 企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可 能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。 利益の減少又は減損が損失を生じる場合、企業は、関連 する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税 法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があ るかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会 社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に 関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識 していない可能性があるが、これは、一時差異を解消す る時期をコントロールすることができ、当該一時差異が 予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされ たと結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が 予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した (及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断し た) ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異 について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又 はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境 に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益 の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結 論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失 の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠 の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応 度及び/又は今後12か月で起こり得る結果の範囲を含

<sup>24</sup> デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/ Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20170501.pdf)

<sup>25</sup> 本誌2021年4月号「IFRS in Focus:IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料 を公表」を参照いただきたい。

む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

#### 税源浸食と利益移転に関するOECD/G20の包摂 的枠組み

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生 じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2 の「柱」として合意された15%のグローバル・ミ ニマム課税についてテクニカル・ガイダンス<sup>26</sup>を公 表した。このガイダンスは、2021年12月に合意し 公表された<sup>27</sup>グローバル税源侵食防止(GloBE)ル ールの適用及び運用について詳しく説明している。 これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍 企業(MNE)が、事業を行う各法域で発生する所 得に対して少なくとも15%の税金を支払うことを 保証するための調整されたシステムを構築する。

それ以来、多くの国が第2の柱に関連する法律を 制定した(又は制定の過程にある)。そのため、第 2の柱モデルルールの対象となる可能性のある企業 は、営業を行っている法域における法制化のプロセ スをモニターし、いずれかの法域において第2の柱 の法制が制定(又は実質的に制定)されているかど うかを評価する必要がある。

#### IAS第12号の修正

2023年5月、IASBはIAS第12号の修正を公表し、 第2の柱モデルルールの導入から生じる繰延税金の 会計処理についての一時的な例外とともに、影響を 受ける企業に対する的を絞った開示要求を導入し た。例外を適用することにより、企業は、第2の柱 の法人所得税に関連する繰延税金資産及び繰延税金 負債に関する情報を認識も開示もしない。代わり に、企業は本例外を適用したことを開示することが 要求される。企業はまた、第2の柱の法人所得税に 関連する当期税金費用(収益)を区分して開示す る。デロイトのiGAAP in Focus財務報告「IASB、 OECDの第2の柱モデルルールから生じる繰延税金 の会計処理についての一時的な例外を導入するため に、IAS第12号を修正する」<sup>28</sup>は、本修正について 詳細に解説している。

#### 第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されている が未発効である場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、企業が報告期間の末日に第 2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーに関 する定性的及び定量的情報を開示することを要求し ている。その情報は、法制のすべての具体的な要求 事項を反映する必要はなく、示唆的な範囲の形で提 供することができる。情報が既知でなく合理的に見 積可能でもない範囲では、企業は代わりに、その旨 の記述及びエクスポージャーの評価における企業の 進捗状況に関する情報を開示しなければならない。

これらの開示要求を満たすために企業が開示する 可能性のある情報の例には、以下のものがある。

- ・企業が第2の柱の法制によりどのように影響を受 けるか、及び第2の柱の所得税に対するエクスポ ージャーが存在する可能性のある主な法域に関す る情報のような定性的情報
- ・以下のような定量的情報:
  - -企業の利益のうち第2の柱の法人所得税の対象 となる可能性のある割合と、それらの利益に適 用される平均実効税率を示す。又は
- -第2の柱の法制が発効していた場合に、企業の 平均実効税率がどのように変化したかを示す。

#### 第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されていな い場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、法制が制定されている又は 実質的に制定されている後に提供する開示を規定し ているが、それにも関わらず、企業は、開示がそれ 以前の期間に要求されるかどうかを評価しなければ ならない。

実際IAS第1号17項(c)は、適正な表示のために は、IFRS会計基準が具体的に要求する情報に加え て、財務諸表の利用者が、企業の財政状態及び財務 業績に対する特定の事象及び状況の影響を理解でき るようにするための開示を提供することを、企業に 要求する場合があることを示している。

したがって企業は、事業を行う法域における第2 の柱ルールの実施に対するコミットメントのレベル が、これらの1つ以上の法域の税法に第2の柱のモ デルルールを組み込むことが予想されることを示し ているかどうかを評価しなければならない。この場 合、かつ、当該ルールが企業の事業に重大な影響を 与える可能性があると企業が結論付けた場合には、 その事実を関連性のある情報(例えば、上記のIAS 第12号の修正により要求される情報)とともに開 示しなければならない。

#### 第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクス ポージャーが見込まれない企業

多国籍企業が第2の柱の法人所得税に対するエク スポージャーを見込んでいない、又は当該エクスポ

<sup>26</sup> OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/en/topics/policy-issues/base-erosion-andprofit-shifting-beps.html)

<sup>27</sup> OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-thedigitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm)

<sup>28</sup> デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ ifrs/ifrs-igaapinfocus-20230528.html)

ージャーに重要性がないと見込んでいるという事実 は、(第2の柱の法人所得税に対する重要性がある エクスポージャーがあると見込んでいない理由とと もに)企業が開示を検討すべき関連性のある情報で ある可能性がある。この情報は、企業の収益が7億 5,000万ユーロを超える場合(したがって、第2の 柱のモデルルールの範囲に含まれる場合)に、より 関連性がある可能性が高い。

企業は、潜在的なエクスポージャーを決定する際 に、さまざまな仮定を行うことが要求される場合が ある。IAS第1号125項は、将来に関して行う仮定 及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因の うち、翌事業年度中に重要性がある修正を生じる重 大なリスクがあるものに関する開示を要求してい る。第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクス ポージャーが重要性がない可能性が高いと企業が評 価する場合、それにもかかわらず、例えば、仮定の 変更によりエクスポージャーに重要性があることに なる可能性があるという重大なリスクを検討するか もしれない。この場合、IAS第1号125項の要求事 項を満たすために、さらなる情報を開示すべきかど うかを検討しなければならない。

第2の柱の法人所得税に関する期中財務報告にお ける考慮事項については、期中財務諸表における第 2の柱の法人所得税を参照。

#### 非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、 業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利 益を強調したいという欲求につながる。しかし、このよ うなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという 性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に 表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性 があることを意味する。例えば、「エネルギー価格の上 昇の影響を除く」という利益の数値は、2023年には存 在しなかった経済環境を反映する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非 GAAP指標又は代替的業績指標(APM)を通じて適切 に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むが これらに限定されない要因を検討しなければならない。

- ●調整された指標から除外される項目は、事象又は経済 状況に直接関係していることを証明できるか?
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常 の営業に増分なものであるか?
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に 定量化可能であるか?

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示し ようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値 への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影 響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記 で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提 供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫し ていなければならない。IFRS第17号を初めて適用する 企業(「IFRS第17号の適用」を参照)は、保険契約にリ ンクしたAPMの調整を行う及び/又は新しいAPMを開 示する際に注意を払わなければならない。特に、企業 は、意図した調整又は新しいAPMが透明性があり有用 な情報を提供し、APMと開示された財務情報の比較可 能性、信頼性、及び/又は理解可能性を向上させるかど うかを慎重に評価しなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに 含める場合、企業は非GAAP財務指標に関するIOSCO 声明<sup>29</sup>そして代替的業績に関するESMAのガイドライ ン<sup>30</sup> (2020年に更新) 又は法域における同等のものに引 き続き関連性がある。

#### 後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告 期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修 正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示 す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検 討が要求される場合がある。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理 すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する 計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、 IAS第36号に基づく減損レビュー又はIFRS第9号に基づ く予想信用損失計算、及び合理的に考え得る予測の変化 に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなけれ ばならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受 けない。報告日以降に評価がどのように変化したかにつ いて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、 これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識 別しなければならない。

#### IFRS第3号「企業結合」

企業結合は非常に重大となる可能性があり、場合によ っては、企業の事業の内容及び範囲を根本的に変えるこ とがある。そのため、企業は、年次報告書全体を通じ て、企業結合の影響について明確で整合的な説明を行 い、情報を理解可能で簡潔に伝える方法について慎重に 検討する必要がある。

同様に、

<sup>29</sup> IOSCOのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf)

<sup>30</sup> ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370\_qas\_on\_esma\_guidelines\_on\_apms.pdf)

- のれんを生じさせる要因の説明を提供しなければなら ず、可能であれば、定型的な開示を提供するだけでな く、対象の企業結合に固有の考慮事項を含めなければ
- ◆条件付対価に関連する開示には、取決めに関する企業 固有の説明と、支払額の潜在的な変動性を含めなけれ ばならない。

企業結合会計の仕組みも複雑になる可能性があり、例 えば、取引の要素が会計目的で企業結合の一部を形成す るか、代わりに別個の取引として会計処理しなければな らないかを決定する際に、重大な判断を適用する必要が ある場合がある(例えば、株式に基づく報酬が対価の一 部を構成するか、結合後の費用として会計処理されるか を決定する要求事項は複雑である)。この判断の実施に は注意が必要であり、IFRS第3号を適用する際に行った 判断を明確に開示する、又は(取引が企業結合の定義を 満たしているかどうか、又は資産購入として会計処理す る必要があるかどうかが明確ではない場合) IFRS第3号 が適用されるかどうかを決定する際に行われた判断を明 確に開示する必要がある。

2023年12月、IOSCOは、財務諸表で認識及び 開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性 を向上することを目的とした「のれんの会計処理に 関する提言」<sup>31</sup>を公表した。IOSCOは、財務諸表の 作成者に対して4つの提言を行っている。

- ●すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企 業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固 有の開示を提供する。
- 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け 可能であることを立証するのに十分な証拠を得
- のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情 報開示の整合性を確保する。
- ●主要な仮定をどのように決定しているかを含む、 のれんの減損テストを明確に開示する。

最後の提言に関して、IOSCOは、好事例には次 の開示が含まれることを指摘している。

- 公正価値又は使用価値がCGU又はCGUのグルー プの帳簿価額を超える割合(特に、翌事業年度中 にのれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる 重大なリスクがある場合)
- ●主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、 評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不 確実な時間軸を有する可能性のある景気後退から の景気回復に対する将来の期待を伴う可能性があ
- ●主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込

#### IAS第33号「1株当たり利益」

基本的EPS及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の 業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、 ある期間の最初の決算発表及び完全な財務諸表に含まれ ている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可 能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らな い。<sup>32</sup>IAS第33号の開示の要求事項はこの点で比較的限 定的であるが、財務諸表の作成においてなされた重大な 判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、 EPSの計算にも適用される可能性があることに留意すべ きである(例えば、株式再編の実質を決定する際に判断 が必要な場合)。

誤って適用されやすいEPS計算の詳細を、以下に記載 する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどう かの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて 行う必要がある
- ●無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期 間の基本EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される普 通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求さ れる。
- 優先株式が資本に分類される場合、基本EPS及び希薄 化後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還に おいて生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての 影響を調整する。

上記の非GAAP指標の使用に関するガイダンスは、調 整後EPS数値の表示にも適用される。特に、「法定」 EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法(調 整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む)を明 確に開示しなければならない。

#### 期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主 要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成す る際に最も目的適合性がある可能性が高い検討領域につ いて、本ニュースレターにおいてすでに説明されている ものに加え、以下で説明する。

#### 重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期 中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日 以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重 大な事象及び取引の説明」を提供することが要求され る。重大である場合に、開示を検討する場合がある事象

<sup>31</sup> 金融庁のウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231221/20231221.html)

<sup>32</sup> 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な 誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている

の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示され ている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計 算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の 注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続 的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表 の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事 象が存在する可能性が高い。

#### 見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中 報告期間中に(例えば、金利の変化の結果として)見積 りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供 する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に 資産及び負債について、直近の年度の末日よりも見積り 方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用 した見積り方法を明確に説明しなければならない。

#### 資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基 準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産(のれん、有形固定資産、使用権資産、無 形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投 資を含む)については、IAS第36号に従って、報告日に、 減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評 価し(禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除 く)、もしそうである場合、回収可能価額(使用価値と 処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方)を 算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に 到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆 候の存在を評価しなければならない。

さらに、のれんの減損を毎年同時期にテストするとい う一般的な要求事項があるが、のれんが減損している可 能性を示す兆候がある場合は、期中報告日にものれんを テストしなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使 用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算におい て、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その 後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性があ る。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改 訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新 した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された 場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるよ うに、当該損失に関する追加の開示を検討しなければな らない。

#### 継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項 は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者 は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続 企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせ

るような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性 があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行う にあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能 なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報によ り、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示す ることが要求されるかどうかを検討する必要がある。

#### 認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識 する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号 41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信 頼性のある情報をもたらし、すべての重要性があり目的 適合性がある財務情報が、適切に開示されることを要求 している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に 記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額 及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務 諸表でも同様に取り扱わなければならない。それにもか かわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸 表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期 中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積方法をより 多く使用することが必要になることを認めている。

#### 期中財務諸表における第2の柱の法人所得税

IAS第34号B12項に従って、第2の柱の法人所得 税は、期中報告期間において、年間の見積利益総額 に適用される税率を使用して計上する。この税率 は、年間の見積調整後対象租税額と見積GloBE純 所得に基づいて決定される。

見積年次実効税率(AETR)は、期中報告期間の 末日までに制定された、又は実質的に制定された税 率(及び税法)を使用して見積もらなければならな (,)

実務においては、期中報告日における予想年次 GloBE所得の算定及び予想年次GloBE所得の期中 報告期間への帰属には、重大な見積りが伴う場合が ある。IAS第34号B14項に記載されているように、 利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される 場合には、実務的な範囲内で、期中税引前利益の 個々の種類ごとに、別々の税率が適用される。しか し、すべての場合に達成可能とは限らず、もし個別 の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似 値となるものであれば、各種利益全体の加重平均税 率が用いられる。

#### その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、 期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる目的適合性のあ る情報の説明及び更新を提供することである。上記の具 体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成 するために必要となる可能性のある追加の開示を検討す

る必要があり、現在の不安定で不確実な環境では、期中 報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響につ いて追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成され た要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されない が、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財 務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号 17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象 及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影 響について利用者が理解できるようにするために必要な 場合、個別の基準で要求される情報に対する追加情報を 要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著 しく変化した可能性がある現在の状況では、(年次) 財 務諸表の完全なセットについてのみに個別のIFRS会計 基準によって通常要求される開示の一部は、期中報告期 間中に発生した状況の結果に関する目的適合性のある情 報を提供するために使用される場合がある。

#### 付録

#### 新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号第30項は、新しい及び改訂IFRS会計基 準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響 を検討し、(年次財務諸表において)開示すること を企業に要求している。これらの開示の十分性は、 現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2024年6月30日時点のものを 反映している。当該日以後、財務諸表が発行される 前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基 準の適用による潜在的な影響についても検討し、開 示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基 準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサ イト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。 (https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/ finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、 2024年6月30日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。 2024年6月30日に終了する第1四半期は、事業年 度が2024年4月1日に開始することを意味する。同 様に、2024年6月30日に終了する第2四半期は 2024年1月1日に開始する事業年度を指し、2024 年6月30日に終了する第3四半期は2023年10月1日 に開始する事業年度を指し、2024年6月30日に終 了する第4四半期は2023年7月1日に開始する事業 年度を指す。

基準等	2¥ //h   □	2024年6月30日での適用				
<b>奉</b> 华寺	発効日	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
IFRS第17号「保険契約」(修正後)	2023年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用	
「会計上の見積りの定義」(IAS第8号の修正)	2023年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用	
「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS第12号の修正)	2023年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用	
「会計方針の開示」(IAS第1号及びIFRS実 務記述書第2号の修正)	2023年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用	
「国際税制改革一第2の柱モデルルール」 (IAS第12号の修正) -例外の適用及びその 事実の開示	2023年5月23日	適用済	適用済	強制適用	強制適用	
「国際税制改革―第2の柱モデルルール」 (IAS第12号の修正) -その他の開示要求	2023年1月1日	適用済	適用済	強制適用	強制適用	
「特約条項付の非流動負債」(IAS第1号の修正)及び「負債の流動又は非流動への分類」 (IAS第1号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可	
「セール・アンド・リースバックにおける リース負債」(IFRS第16号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可	
「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS 第7号及びIFRS第7号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可	

甘半笠	<b>₹</b> \$.☆ <b>↓</b> □	2024年6月30日での適用				
基準等	発効日	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正)	2025年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可	
「金融商品の分類及び測定に関する修正」 (IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可	
IFRS第18号「財務諸表における表示及び 開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可	
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社: 開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可	

#### 最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

準を修正することを提案する活動を行うとともに、委員 かどうかを検討することが期待される。 会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要 約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定 よって公表された。<sup>33</sup> 期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、更新版IFRS財 団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解 釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料 が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがっ て、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に 適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要 求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各 IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な 会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間(例 えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応)を与 えられることが期待されていることを指摘している。会 計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいなの であるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて 決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのよう

な変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変 IFRS会計基準の正式な解釈を開発し、IASBが当該基 更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されている

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会に

2023年9月 IFRIC Update	IFRS第17号及びIFRS第9号一仲介者からの未収保険料 従業員に提供される住宅及び住宅ローン IFRS第9号ーデリバティブ契約に対する保証
2023年11月 IFRIC Update	IAS第27号「個別財務諸表」―個別財 務諸表における親会社と子会社との 合併
2024年3月 IFRIC Update	IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶 発資産一気候関連コミットメント IFRS第3号「企業結合」一引継期間中 の継続雇用を条件とする支払

<sup>33</sup> 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IASBの活動」の「IFRS-IC会議」のページ(https://www. asb-j.jp/jp/iasb\_activity/ifric.html)を参照いただきたい。

### 国の会計と関連制度(12回目) ~行政事業レビュー改革の概要~

### 公認会計士 長村 彌角

令和4年6月3日開催のデジタル臨時行政調査会1にお いて、岸田総理大臣より、「我が国の経済成長には、デ ジタルの力を十分に生かすことのできる社会制度への転 換が不可欠」である旨、「特に、財政支出を伴う事務事 業で成果目標を定量的に立て、執行段階から成果を検証 し、効果の低いものは見直していくことが重要」であ り、「約5,000の事務事業のレビューの方法を順次見直 し、EBPM<sup>2</sup>の手法の実践につなげていくことで、事業 効果の検証を行」うことが指示された。また、令和4年 6月7日閣議決定された「骨太の方針2022経済財政運営 と改革の基本方針2022」3では、「EBPMの手法の実践に 向け、行政事業レビューシートを順次見直し、予算編成 プロセスでのプラットフォームとしての活用等を進め る」とされた。

現在の行政事業レビューは、平成25年のスタートか ら約10年を経て、新たな活用ステージに入ってきてい る。本稿では、行政事業レビューと現在進んでいる改革 の概要について触れる。

#### 1. 行政事業レビューとは

行政事業レビューとは、各府省庁自らが、その実施す る全ての事業を対象に、行政事業レビューシートを活用 して、エビデンスに基づく政策立案(EBPM)の手法等 により事業の進捗や効果を成果目標に照らして点検のう え執行実態を明らかにし、さらに外部の視点も入れ点検 の過程を「見える化」し、次年度の予算概算要求や執行 改善等に反映させるようにPDCAを回すことで、国民へ の説明責任を果たすために実施される取組である。

#### (1)「行政事業レビューの実施等について(平 成25年4月5日 閣議決定)」での目的

行政事業レビューを実施することとされた「行政事業 レビューの実施等について(平成25年4月5日 閣議決 定)」4(以下、平成25年閣議決定という)では、行政事

業レビューの目的を、「各府省庁が所掌する事業のより 効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民へ の説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼 される質の高い行政の実現を図る」こととし、具体的な 取組2点を挙げている。

- ① 各府省庁自らが、事業に係る予算の執行状況等に ついて、個別の事業ごとに整理した上で、毎会計年 度終了後速やかに必要性、効率性及び有効性等の観 点から検証して当該事業の見直しを行い、その結果 を予算の概算要求及び執行に反映するとともに、そ れらの結果を公表する。
- ② ①の検証を行うに当たっては、次に掲げる取組を 行うこと。
- ア) 事業に係る予算の執行状況等を分かりやすい形 で公表すること。
- イ) 外部性が確保され、客観的かつ具体的で、厳格 な検証となるよう、事業に係る予算の執行その他 行政運営に関して識見を有する者の意見を聴くこ と。この場合、効果的かつ効率的に意見聴取を行 うとともに、一部の事業については、公開性を確 保した上で行うこと。

また、「平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1 月24日 閣議決定)」<sup>5</sup>では、予算に関し歳出分野の基本 的な考え方として「各府省の責任の下、実効性の高い PDCAサイクルの確立に向けた取組みを進め、その成果 を平成26年度予算編成に充分に活用していく」とされ ている。

#### (2)「行政事業レビューシート作成ガイドブッ ク」における目的

内閣官房行政改革推進本部事務局は、令和6年4月22 日に「行政事業レビューシート作成ガイドブック~ EBPMの手法を用いた行政事業レビューの効果的な実施 に向けて~Ver.1.0」<sup>6</sup>を公表した。ここでは、行政事業 レビューの目的として、図表1にあるように、「全ての

- 1 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10
- 2 Evidence Based Policy Making:EBPM(エビデンスに基づく政策立案)は、①政策目的を明確化させ、②その目的達 成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③この つながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求めることで、「政策の基本的な枠組み」を 明確にする取組(図表1を参照)。
- 3 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2022/2022\_basicpolicies\_ja.pdf
- 4 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyoukakusuisin/dai2/siryou01.pdf
- 5 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2012/2013\_yosanhensei.pdf
- 6 https://www.gyoukaku.go.jp/review/img/R06sakusei-guidebook.pdf

予算事業・基金事業で統一の様式を用いて、活動・成果 点からの「政策としての有効性を高め」ることがより鮮 実績、予算の支出先、使途等を記載し、全面公開するこ 明に打ち出されている。また、副題にあるように、 閣議決定で示された目的と比較すると、データベース化されている。 を容易とするための「統一の様式」、EBPMを推進する

とで、政策としての有効性を高め、国民への説明責任及 EBPMを活用した事業の改善、見直しを行い、予算が最 び透明性の確保を図る」こととされており、平成25年 終的にどのように使用されたかの実態を把握することと

#### (図表1:行政事業レビューの目的と取組)

毎年、各府省庁自らが自律的に原則全ての事業(約 5,000 事業)を対象に、EBPM(※)の手法等を用いて、 **事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検**を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算 が最終的にどこにわたり何に使われたかといった実態を把握

- ※ EBPM (エビデンスに基づく政策立案) は、①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段 は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等 のエビデンス(根拠)を可能な限り求めることで、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
- 外部の視点を活用しながら、過程を公開(※)しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算 の概算要求や執行等に反映
  - ※ 前年度に新規に開始した事業や継続の是非を判断する必要のある事業について、外部有識者による点検を実施(5年で点検 を一巡)。さらに、一部の事業については、「公開プロセス」として公開の場で点検を実施。
- 行政事業レビューシートを予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的・効率的な実施を通じ、 無駄のない、質の高い行政を実現



全ての予算事業・基金事業で統一の様式を用いて、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を 記載し、全面公開することで、政策としての有効性を高め、国民への説明責任及び透明性の確保 を図る

(出所:「行政事業レビューシート作成ガイドブックVer.1.0」5ページ)

当ガイドブックは、「Ⅰ前提」、「Ⅱ総論」、「Ⅲ実践」 の3部から構成され、そのうち「Ⅱ総論」は担当管理者 必読、「Ⅲ実践」は作成担当者必読となっている。国は、 行政事業レビューシート作成要領や行政事業レビュー実 施要領をワードで作成しているが、当ガイドブックはパ ワーポイントで作成され、図表が多用されており、行政 事業レビューに直接携わっていない者にとっても、分か り易い資料となっている。

#### (3) 行政事業レビューの4つの特徴

(図表2:行政事業レビューの特徴)

#### 行政事業レビューとは

#### 行政事業レビューとは

#### 【自律性】

- ① 霞が関の各府省庁自らが、
- ② 全ての事業を対象に

#### 【透明性】

③ 執行実態を明らかにした 上で、点検の過程を「見 える化」し、

#### 【外部性、公開性】

- ④ 外部の視点を活用しなが ら点検を行い、
- ⑤ 結果を予算や執行等に反 映させる、

(出所:行政改革推進本部HP資料) 7

取組である。

○ 無駄の削減や事業の効果的・効率的な実施のためには、まず各府省 庁が自ら主体的に取り組むことが不可欠

○ 毎年、国の全ての事業(約5,000事業)を網羅的に点検し、徹底的、 継続的に無駄や改善すべき点がないかチェック

- 全ての事業について、統一した様式の「レビューシート」を作成 事業の執行状況や成果、資金の流れ、自己点検の内容を全面公開
- 点検の内容、点検を踏まえた対応を「レビューシート」上に公開 ⇒ 過程を透明化し、緊張感のあるチェックを実施
- ○前年度に新規に開始した事業や継続の是非を判断する必要のある事 業など、全ての事業を5年に一度を目途に、**外部有識者による点検** を実施(約1,000事業)
- そのうち一部の事業について、公開の場で事業の点検を実施 (公開プロセス)
- ○各府省庁によるレビュー終了後、行政改革推進会議が、各府省庁の 自己点検が十分かどうかについて、公開の場で検証<u>(秋のレビュー)</u>
- ○「点検のための点検」ではなく、<u>点検結果を翌年度予算の要求や事業</u> の執行に反映
- ○秋のレビューの結果は予算編成過程で活用

図表2のとおり、行政事業レビューには、自律性、透 明性、外部性、公開性の4つの特徴がある。

各府省庁は前年度に実施した全事業について、予算執 行実績を踏まえて事業の必要性、効率性、有効性の視点 から自ら点検を行い(自律性)、その結果を「行政事業 レビューシート」に記載して公表し(透明性)、さらに 全事業のなかから抽出した事業について外部有識者によ る点検を受け(外部性)、各府省庁が点検する「公開プ ロセス」や、行政改革推進会議の下で各府省庁の点検結

果を検証する「秋のレビュー」を通じて国民へ公開して いる。

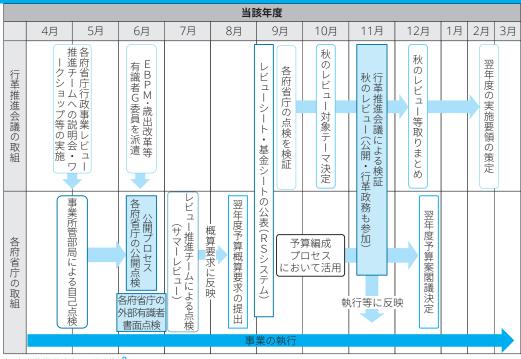
#### (4) 行政事業レビューのスケジュール

行政事業レビューは、毎年度、図表3のスケジュール で実施される。令和6年9月には、これまで各府省庁が エクセルで公表してきた行政レビューシート、基金シー トが、レビューシートシステム(RSシステム)におい て一元的に公表され、一般にも活用しやすくなる。

<sup>7</sup> https://www.gyoukaku.go.jp/review/review.html

#### (図表3:行政事業レビューのスケジュール)

#### 1. 行政事業レビューの年間スケジュール



(出所:行政改革推進本部HP資料)8

#### (5) 公開プロセス(各府省庁による公開点検)9

国のおよそ5,000を超える全事業について、各府省庁 が自ら点検するにあたって、各府省庁から3名、行政改 革推進会議から3名の計6名の外部有識者を交えて、オ ープンな場で、事業担当部局の担当者らと議論し、その 様子はインターネットなどを活用し生中継等で公開され る。議論の結果は、外部有識者の共通意見として「とり まとめコメント」としてまとめられた後、外部有識者か ら発表され、その内容は各府省庁が次年度予算概算要求 に反映し、反映内容が記載された行政事業レビューシー トが最終公表される。

令和6年度の実施期間は、令和6年6月4日から7月24 日で、対象事業は19府省61事業である。

#### (6) 秋のレビュー(秋の年次公開検証) 10

行政改革推進本部事務局は、各府省庁が公表した行政 事業レビューシートを用い、9月から10月に各府省庁の 点検内容や点検結果を精査する。この結果、さらに見直 し余地があると思われる事業については、行政改革推進 会議の下、「秋のレビュー」として公開検証が実施され る。これは、行政改革推進会議が検証テーマごとに選定 した外部有識者により各府省庁の事業見直しや概算要求

への反映状況を検証するもので、上記の「公開プロセ ス」と同様にインターネットなどを活用し生中継等で公 開される。

秋のレビューは、その充実のために、「行政改革推進 会議による検証の強化について(平成27年3月31日 行政改革推進会議決定)」11において、定例化、公開・広 報の強化、政策評価に係るデータ等を積極活用すること が強化策として示されている。

#### 2. 行政事業レビューの抜本的改革

#### (1) 行政改革推進会議(第51回) 12

上記の岸田総理大臣発言や骨太の方針2022を受け、 令和4年12月21日開催の第51回行政改革推進会議にお いて、社会環境の複雑化が加速するなかで政府が課題に 対して機動的に対応していくために、データ、エビデン スに基づいて機動的・柔軟に政策を見直し、未知の課題 に対しては試行錯誤しつつも果敢に取り組み、政策をブ ラッシュアップしていく文化を「霞が関」に根付かせる 必要性があるとされ、その上で、次の3つの基本的方向 性が示された。

① 政策立案・改善や予算編成プロセスでの活用を前

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai57/siryou1.pdf

https://www.gyoukaku.go.jp/review/kokai/index.html

<sup>10</sup> https://www.gyoukaku.go.jp/review/aki/index.html

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai16/siryou1-3.pdf

<sup>12</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai51/gijisidai.html

提に、横断的に見直す

- ② 明確な役割分担の下、令和6年度のシステム化を 念頭におきながら、計画的に取り組む
- ③ 実質的な議論に集中できる環境を整える(作業負 担の軽減)

これにより、行政事業レビューをEBPM普及の起点と するべく、プロセス全体の抜本的な見直しが進められる ことになった。

また、同推進会議では、岸田総理大臣から、「行政事 業レビューシートについて、レビュー単位を予算単位で 標準化した上で、政策が効果を発揮するまでの発現経路 など、EBPMに関する記述を充実し、予算編成プロセス において積極的に活用して」いくこと、「基金について は、適正な執行が図られるよう、執行チェックを徹底す るとともに、再点検を実施し、余剰資金について国庫返 納を行う」との発言があった。

#### (2) 行政改革推進会議(第52回)13

第51回行政改革推進会議での総理大臣の発言を受け、 令和5年3月31日開催の第52回行政改革推進会議では、 次の2点を今後の改革の柱として、具体的な方針を決定 し、令和5年度から実施することとされた。

また、「EBPM推進委員会の開催について(令和5年3 月31日行政改革推進会議決定)」により、EBPM推進委 員会が設置され、行政事業レビューにおけるEBPMの実 践を進めるため、各府省庁の行政事業レビュー推進チー ムに対してEBPM推進の方針を示しつつ取組を進めるこ ととされた。

#### ① 行政事業レビューへのEBPM導入と予算編成過程 での積極的活用

全ての予算事業(約5,000事業、約60兆円)にEBPM の手法を導入し、時代の変化等により十分な効果があが っていない事業の廃止や改善等を実施し、未知の課題に 対しても、まずは最善と考える政策を打ち出し、その後 データを踏まえて柔軟に軌道修正を図ることで、限られ た資源を有効活用し、時代の変化に機動的・柔軟に対応 する行政を実現する。

具体的には、令和6年度予算から新たな行政事業レビ ューシートを予算編成過程で積極的に活用するととも に、レビュープロセスにおいては、政策効果測定のため のデータを示したうえで、具体的な成果目標を段階的に 設定し、データに基づき政策効果の把握と見直しを徹底 し、外部有識者点検もメリハリをつけて行うこととされ た。

#### ② 基金事業についての点検強化

「中長期的な視点から柔軟な執行が可能」という基金 事業のメリットを最大限生かして課題解決に高い成果を あげていくとともに、基金事業は「基金法人を通じた間 接的な事業実施であり、執行管理が困難」というデメリ ットの指摘に対応し、執行状況の点検強化を通じて、効 率的な資金利用、余剰資金の国庫返納などを進める。

具体的には、基金シートにもEBPMの手法を取り入 れ、基金事業の効果の見える化や最大化を進め、デメリ ットに対しては、今後の事業見込みと保有資金規模、事 業の終期の設定、管理費についての記載を充実し、これ らの適切性について外部有識者による点検を導入する。

#### (3) EBPM推進委員会(第1回) 14

令和5年4月13日に開催された第1回EBPM推進委員 会では、委員会内の共通認識を得るために、行政事業レ ビューの見直しの趣旨が説明された。

また、行政事業レビューを通じて政府の活動にEBPM を導入するために、EBPM推進委員会が政府全体の品質 管理を担い、各府省庁行政事業レビュー推進チームは自 府省の個別レビューシートの品質管理を担うこととさ れ、各府省庁の政策立案総括審議官等には、EBPM推進 委員会と各府省庁推進チームの結節点として、EBPM推 進委員会で示された方針等を各府省庁内で周知・徹底・ 実践させ、政府全体の品質管理の向上に資する取組を共 有・提案することが期待されるとした。

意見交換では、財務省主計局から、予算編成過程での 行政事業レビューシートの活用等について、総務省行政 評価局から、EBPM推進に係る取組について説明され た。総務省説明資料では、次の点が記載されている。

### ① 総務省行政評価局資料「政策評価制度の見直しにつ

「政策評価」は政策立案過程で自然に実施されるもの であるが、現実には意思決定過程から遊離した「作業」 になっていないか、との問題意識から、各府省庁の設計 の自由度を高め「意思決定に使える評価」に変えるとい う、見直しの基本的考え方が示された。そのために、政 策効果の把握・分析機能の強化と意思決定過程での活用 の促進のサイクルが重要とされ、特に、政策効果の把 握、分析の基礎として、行政改革推進本部事務局から示 された「行政レビューシートの作成・点検のポイント」 を実践していくとした。

#### ② 総務省資料「新たな政策評価の取組について」 16

現状の政策評価が、評価のための評価になっている、 すなわち、政策評価が政策改善に生かされていない点や

<sup>13</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai52/gijisidai.html

<sup>14</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/ebpm/dai1/gijisidai.html

<sup>15</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/ebpm/dai1/siryou2.pdf

<sup>16</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/ebpm/dai1/siryou3.pdf

政策評価の硬直化が生じている現状があるため、意思決 定過程で活用し政策推進のための評価へ見直していく方 向性が示された。政策評価の活用局面の見直しでは、政 策推進のために行う行政事業レビューや審議会等での検 討、白書等を政策評価として活用していくこととされ た。

#### (4) デジタル行財政改革会議(第1回) 17

令和5年10月6日閣議決定「デジタル行財政改革会議 の開催について」18において、急激な人口減少社会への 対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見 直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維 持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現す るため、デジタル行財政改革会議を開催することが決ま った。これを受け、令和5年10月11日に、デジタル改 革や行政改革などの司令塔として、第1回目のデジタル 行財政改革会議が開催された。

同会議では、今後の取組方針のひとつとしてEBPMや 見える化による予算事業の政策効果向上が掲げられ、行 政事業レビューに関しては、次の方向性が示された。

- ① 行政事業レビューシートにIDを付すことでデー タベース化やダッシュボード化を推進する
- ② 不十分なKPI設定や期限設定の改善を通じて、コ ロナ以降に拡大した事業・基金を見直し、政策効果 を向上する

#### (5) 行政改革推進会議(第55回)19

令和5年12月20日に開催された第55回行政改革推進 会議では、「基金の点検・見直しの横断的な方針につい て」<sup>20</sup>が決定された。そこでは、基金の予算措置におい ては、各年度の所要額がおおむね予測可能な場合は基金 によらない通常の予算措置によるものとすること、執行 状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し保有資金規 模の適正性について点検を行うこと、担当府省庁及び基 金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や補 助金審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹 的な業務を民間に実質的に外注しないことなど6点が示 された。

#### (6) デジタル行財政改革会議(第3回) 21

令和5年12月20日に開催された第3回デジタル行財政 改革会議では、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」22 が決定され、行政事業レビューに関して、次の2点が示 された。

#### ① 行政事業レビューシートの「見える化」による EBPMの推進

行政事業レビューシートは、当初予算、補正予算含 めて約5,000事業に分けて作成・公表され、190の基金 についても基金シートが作成・公表されている。現在、 これらは各省庁のホームページにエクセル形式で掲載さ れているが、令和6年度から「レビューシートシステム」 を導入し、次の取組を行う。

- ・個々の事業の概要、KPI、支出先など、エクセルシー ト上の全ての情報をデータベース化することで、検索 や分析を容易にする(令和6年4月に入力機能、令和6 年9月に公開機能(一般公開)が稼働予定)。
- ・個々の行政事業レビューシートや基金シートに「予算 事業ID」を附番し、シート上の情報と一体的に管理 することで、予算事業の経年比較を可能にする。

#### ② コロナで拡大した事業・基金の見直し

行政事業レビューシート、基金シートに掲載された成 果目標、予算執行状況、基金の期限設定、支出先などの 記載に基づいて、令和5年11月に有識者が公開で討論を 行い(いわゆる「秋のレビュー」)、各事業・基金につい てとりまとめを行った。特に基金については、コロナ以 前は各年度数千億円の予算措置だったものが、コロナ後 には主に補正予算において規模が拡大し、令和4年度は 10兆円を超える規模となっている。これに関し、令和5 年12月20日の第55回行政改革推進会議で決定した「基 金の点検・見直しの横断的な方針について」の内容が盛 り込まれた。

#### (7) EBPM推進委員会(第3回)<sup>23</sup>

令和6年1月18日に開催された第3回EBPM推進委員 会では、総務省行政評価局から、「行政事業レビューシ ート 政策効果の測定のポイント 24が説明された。当 資料では、検討されている新たな行政事業レビューシー トを、「政策立案や予算要求という将来に向けての意思 決定」の一環として位置付け、「政策効果の発現経路と 目標をロジカルに説明し、データに基づいて見直す」こ とにつながるものと整理した。また、当資料を試行版レ ビューシートを作成した128事業の実例等の観察から得 られた知見を整理し、各政策担当者が政策を検討するう えでの一助となる具体的な方法や考え方の参考となる実 践集としている。

- 17 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\_gyozaikaikaku/kaigi1/gijishidai1.html
- 18 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\_gyozaikaikaku/kaigi1/kaigi1\_siryou1.pdf
- 19 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai55/gijisidai.html
- 20 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai55/siryou1.pdf
- 21 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\_gyozaikaikaku/kaigi3/gijishidai3.html
- 22 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\_gyozaikaikaku/pdf/chukan\_honbun.pdf
- 23 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/ebpm/dai3/gijisidai.html
- 24 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/ebpm/dai3/siryou2.pdf

#### (8) デジタル行財政改革会議(第7回)

令和6年6月18日に開催された第7回デジタル行財政 改革会議では、「デジタル行財政改革 取りまとめ 2024」<sup>25</sup>が決定された。行政事業レビューに関する点は 次のとおり。

#### ① デジタル基盤の構築

(各府省庁の情報システム経費の「見える化」による効 率化)

新たに整備を行う情報システムや経費が一定規模以上 の情報システムについては、透明性をもってEBPMを機 能させるため、本年から順次、個々に、プロジェクト計 画書等に基づき行政事業レビューシートを作成して、成 果目標、更改時期・見込み額、ガバメントクラウド等の 政府の共通機能や民間サービス等の利用の有無などを記 載し、費用対効果や効率化努力が不十分な場合には見直 しを行うことができるようにする。

#### ② EBPM・予算ID・基金等

#### (予算関連情報の「見える化」)

約5,000事業に分けて作成・公表されている行政事業 レビューシート、200の基金事業について作成・公表さ れている基金シートは、EBPMを実現するため、短期・ 中期・長期の具体的な重要業績評価指標(KPI)を記載 しているが、デジタル技術等を活用し、成果を測ること が可能な情報を取れるよう、事前に体制を構築すること が求められる。2024年度から、「RSシステム(レビュ ーシートシステム)」を導入し、次の取組を行う。

- ・個々の事業の概要、KPI、支出先などシート上の全て の情報をデータベース化することにより、検索や分析 を容易にする(2024年4月に入力機能が稼働済み。 2024年9月に公開機能(一般公開)も稼働予定)。
- ・個々の行政事業レビューシート、基金シートに「予算 事業ID」を附番し、シート上の情報と一体的に管理 することで、予算事業の経年比較を可能にする。

#### (9) 行政改革推進会議(第57回)26

令和6年6月27日に開催された同会議では、行政事業 レビューを通じたEBPMの推進について協議され、行政 事業レビューシートシステムについても説明された。

#### 3. 行政事業レビュー実施要領

行政事業レビュー実施要領(以下、「実施要領」とい う。) は、行政改革推進会議により平成25年4月2日に 策定されて以降、毎年度改正されている。実施要領に は、行政事業レビューの枠組みの下、国からの資金交付 により新設又は積み増し(以下、「造成」という。)され た基金(以下、「基金」という。)についても適正かつ効 果的、効率的に国費を活用する観点から、基金を用いて

実施する事業(以下、「基金事業」という。)について厳 格に検証し、使用見込みの低い資金は返納するという PDCAを回す取組を実施するとされている。

ポイントは次のとおりである。

#### (1) 総論

各府省庁は、官房長(官房長の配置のない省庁では総 括審議官等)を統括責任者とした「行政事業レビュー推 進チーム」(以下、「チーム」という。)を組成し、 EBPM的観点からの議論促進や政策評価との連携など、 地方支分部局等を含め幹部や管理職職員等の関係者との 連携を取ることとされている。

また、チームは、行政事業レビューと基金事業レビュ ーとで若干の違いはあるものの、EBPM推進委員会との 連携により、レビューシートや基金シートの品質管理、 外部有識者の点検を受ける事業もしくは基金事業の選定 と点検結果の聴取、点検結果の取りまとめ、改善状況の 点検などを実施し、各省庁は、政策評価の取組との連携 等を図るため、チームと政策評価担当部局との連携によ るレビューと政策評価の一体的推進を図るとされてい る。

#### (2) 行政事業の点検等

#### ① レビューシートの作成

各府省庁は対象外とされている事業を除く全事業につ いてレビューシートシステム(以下、「RSシステム」と いう。)を用いてレビューシートを作成する。

レビューシート作成単位である事業単位は、予算編成 過程での活用や国民への分かりやすさ、成果検証可能性 に配意して設定し、「1事業1シート」原則に則り作成さ れる。レビューシートは、対象事業の予算計上府省庁の 事業所管部局が作成し、独立行政法人に対する運営費交 付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビュ ーシートに加え、勘定単位財務諸表におけるセグメント 単位にもRSシステムでセグメントシートを作成する。

#### ② 外部有識者による点検

外部有識者は、利益相反の生じることのないよう選任 する。外部有識者は、EBPMを実践する観点を踏まえ、 アウトカムの適切性、成果目標に照らした点検、事業の 効率性や経済性、国費投入の要否などの観点から外部性 を確保しレビューを実施する。

対象事業は、前年度に新規開始した事業、現年度が事 業最終実施年度の事業、行政改革推進会議による意見対 象の事業、新たな定性的アウトカム設定事業等から選定 される。また、全レビュー対象事業が少なくとも5年に 一度は外部有識者の点検対象となることとし、特に、現 年度の政策評価での実績評価対象事業、前年度に事業内 容が大幅に見直され実施された事業、入札等において一 者応札・一者応募や競争性のない随意契約で一者当たり

<sup>25</sup> https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital gyozaikaikaku/pdf/torimatome honbun.pdf

<sup>26</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai57/gijisidai.html

10億円以上の支出を行った支出先を含む事業、会計検 査院や総務省行政評価局、マスコミなどから問題点を指 摘された事業など外部視点による事業点検の必要性の高 いと判断される事業を重点的に選定することとしてい

外部有識者による所見は、各府省庁の概算要求に向け ての事業の検討に活用するとともに、異なる対応をする 場合には、各府省庁は十分に説明責任を果たすことにな る。また、各府省庁は、翌年度予算概算要求提出前を目 途に、外部有識者が大臣、副大臣等に対して行政事業レ ビューの取組全般を講評する機会を設ける。

#### ③ 公開プロセスの実施

公開プロセスは、国の行政の透明性を高め、国民への 説明責任を果たすために、各府省庁が、外部有識者4名 以上を含めて、6月中を目途に1~2日程度の期間、公開 の場(インターネット生中継を原則とし、傍聴も可能) で事業点検を行う取組である。公開プロセスでは、論点 が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起しがたい事業 や公開の場で議論するにふさわしくない事業、事業単位 で予算規模が1億円未満の事業は対象としないことがで きる。

#### ④ チームによる点検(サマーレビュー)及び概算要求 への反映

チームによる点検(サマーレビュー)は、外部有識者 による点検結果を踏まえつつ、EBPMの手法等を活用 し、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効 性、効率性の観点から事業全体についての点検・改善に つなげるものである。チームの点検結果は所見としてレ ビューシートに記載され、各府省庁は翌年度の予算の概 算要求や予算執行等に的確に反映することとされてい る。

#### ⑤ 点検結果等の公表

各府省庁は、レビューシートを翌年度予算概算要求提 出期限の翌日までにRSシステム上で公表する。その際 には、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総 額等の取りまとめも合わせてRSシステムで公表される。

#### (3) 基金の点検等

各府省庁は、基金事業の進捗や効果等の検証を踏ま え、執行の改善や余剰資金の国庫返納につなげる厳格な 点検を行う。基金の点検に用いられた基金シートを9月 中旬までにRSシステム上で公表する。

#### ① 基金シートの作成対象となる基金

基金シート作成対象は、次の4点のすべてに該当する ものとされている。

#### <造成の原資>

国から交付された資金(補助金・交付金・貸付金・拠 出金等)の名称や資金の交付方法(直接交付・間接交 付)の別を問わず、国から交付された資金(地方交付税 交付金を除く。)の全部又は一部を原資として造成した もの。

#### <資金の保有期間等>

次のア〜ウのいずれかに該当。

- ア) 国から資金交付を受けた年度内に全額支出せず、 次年度以降にも支出することを目的として保有(独 立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法 人(以下「独立行政法人等」という。)に係る運営費 交付金債務を除く。)
- イ) 2年を超えて資金を保有(アの目的にかかわらな (1)
- ウ) 資金保有の有無にかかわらず、貸付等(出資を含 む。)の事業を実施するもののうち、返済等を原資と して複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を 行うもの

#### <基金残高>

次のア~ウのいずれかに該当。

- ア) 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決 定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを 含む。)
- イ) 基金事業の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基 金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助 事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理 など後年度において費用が発生する事務のみを実施 するもの等を含む。)
- ウ) 前年度末に基金残高はないが、基金を原資とする 貸付等の残高を有するもの

#### <基金の造成法人等>

国からの直接・間接交付された資金により、独立行政 法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法 人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格 のない組合等に造成したもの。

#### ② 基金シートの作成

基金造成に充てられた資金の予算計上府省庁が、基金 事業別に基金シートを作成する。その際、「補助金等の 交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月 15日閣議決定)」27 (以下、「基金基準」という。)に基づ く見直しの状況等について、基金シートに明示する。

#### ③ 基金所管部局による点検

基金の所管部局は、「基金基準」及び「基金の点検・ 見直しの横断的な方針について(令和5年12月20日行 政改革推進会議)」<sup>28</sup>を踏まえ、以下の視点から厳格に点 検を実施し、その結果を基金シートに分かりやすく入力 し、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行う。

<sup>27</sup> https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/koeki/pdfs/hk kijyun01.pdf

<sup>28</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai55/siryou1.pdf

#### <基金方式の必要性>

各年度所要額が概ね予測可能な場合には、基金ではな く通常の予算措置とする。特に、不確実な事故等の発生 に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸 付等を行う事業、事業の進捗が他の事業の進捗に依存す る事業については、基金方式によらずに実施できないか を真摯に検討する。

#### <具体的な成果目標、成果の達成状況の検証>

基金事業の定量的な成果目標や短期(3年程度)・中 長期の成果目標を達成するためのロジックモデルを基金 シートで明らかにし、事業効果を検証するためのデータ 収集・分析体制構築の状況、事業目的達成に向けて効果 的・効率的に基金事業が実施されているか検証する。

#### <事業見込み・保有規模>

基金事業の終了予定時期に照らし、基金事業に必要な 費用に対する保有基金額の割合(保有割合)が1を上回 る場合には、その上回る部分に必要性があるか点検す る。将来発生しうる損失への備えを目的とした事業の場 合は、備えるべき損失範囲を明確にし、合理性ある事業 見込みと保有割合を算定する。需要の大幅な減少等によ り低調な執行が継続する事業は、廃止を検討する。執行 促進を目的として行う条件緩和や制度拡充には厳格に対 応し、原則として余剰資金を国庫返納させ、終了期限の 延長についても厳格に対応する。

#### <事業費支出のない基金事業>

支出が管理費のみの事業は廃止を検討し、そのうち事 業終了している場合には廃止を原則とする。将来発生し うる損失への備えを目的とした事業で3年連続して事業 費支出のない基金事業は、事業終了し国庫返納を検討す

#### ④ 外部有識者及びチームによる点検

チームは、原則としてすべての基金事業について行政 事業レビューで選任した外部有識者に点検を求める。チ ームによる点検は外部有識者による点検結果も踏まえ、 基金所轄部局の指導を行い、基金事業全体の見直し・改 善につなげる。

#### ⑤ 地方公共団体等保有基金執行状況表

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金につい て、RSシステムを用い、「基金の点検・見直しの横断的 な方針について(令和5年12月20日行政改革推進会議)」 を踏まえて、地方公共団体等保有基金執行状況表(以下 「執行状況表」という。)を作成する。

執行状況表の作成対象となる基金は、国から資金交付 を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資と して基金を造成した独立行政法人等、特別民間法人、公 益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活 動法人、株式会社、法人格のない組合等について、上述

した基金の造成の原資、資金の保有期間等、基金残高の 視点を満たす場合である。

担当府省庁は、執行状況表を9月中旬までにRSシステ ム上で公表し、余剰資金があれば地方公共団体に国庫納 付を促す。

#### ⑥ 出資状況表の作成・公表

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁は、RS システムを用いて出資状況表を作成し、9月中旬までに 公表を行う。

#### (4) 行政改革推進会議による検証等

行政改革推進会議は、各府省庁の点検や公表内容の十 分性、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等 について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編 成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するこ ととされている。また、秋の年次公開検証(秋のレビュ 一)を実施し、公開性の担保や国民の関心を高め、秋の レビューにおける指摘事項を、各府省庁は以後の予算等 に適切に反映することともされている。

#### 4. 行政事業レビューシート作成要領29

行政事業レビューシート作成要領は、毎年度更新作成 されている。令和6年度の作成要領は、令和5年度と比 較して次の点が大きく見直されている。

- ・行政事業レビューシート作成による基礎的なEBPMを 実践するための考え方や具体的な方法をまとめた「行 政事業レビューシート作成ガイドブック」を参照して 作成する。
- ・RSシステムによるレビューシートの作成に当たり、 RSシステム利用にあたっての注意事項が記載されて いる。

#### 5. 行政事業レビューシート作成ガイドブ ック30

内閣官房行政改革推進本部事務局は、令和6年4月22 日に「行政事業レビューシート作成ガイドブック」を公 表した。「|前提」、「||総論」、「||実践」の3部で構成 され、そのうち「Ⅱ総論」は担当管理者必読、「Ⅲ実践」 は作成担当者必読となっている。

当ガイドブックは、行政事業レビューシートを政策立 案や予算要求という将来に向けた「意思決定」の一環と して積極的に活用し、基礎的なEBPMを実践するための 考え方・具体的な方法を示す位置づけとして作成されて いる。

<sup>29</sup> https://www.gyoukaku.go.jp/review/img/R06sakuseiyouryou.pdf

<sup>30</sup> https://www.gyoukaku.go.jp/review/img/R06sakusei-guidebook.pdf

#### 6. レビューシートシステム (RSシステ **ム**)

行政事業レビューシート(RS)は、各府省庁が原則 としてすべての予算事業に関して、事業の目的や概要、 予算額、執行状況、資金の流れ、事業の進捗や効果に関 する成果目標とその実績等を整理し、自己点検や外部有 識者による点検等を通じて、事業の効果的・効率的な実

施に繋げていくために作成するものである。

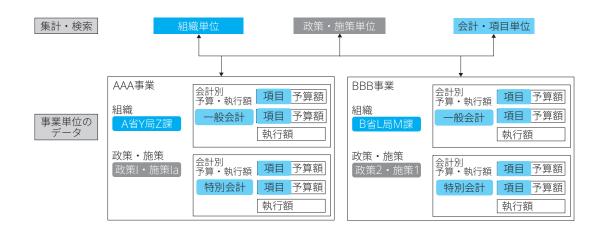
行政改革推進本部事務局の資料31によれば、RSシス テムは、2023年4月から開発に着手され、2024年4月 に各府省庁の入力機能が稼働、今後2024年9月に2024 年度のレビューシートを含めて一般に公開される。RS システムにより、例えば、次のような変化が期待されて

	これまで	RSシステム(令和6年9月一般公開)
作成形式	表計算ソフトで作成し、各府省庁のHPで、シート単位で公表。	RSシステム上で入力。各府省庁の作業負担軽減と効率化。
改善され る課題例	手作業入力のため、法人名や金額などに誤入力が発 生。	プルダウンや法人番号公表サイト等との連携による入 力作業の軽減と情報の正確性が向上。
	メールベースで確認されるため、確認やファイル管 理等に手間がかかる。	メールベースの作業を無くし、RSシステムにおいて データー元管理とリアルタイム共有が可能。
	各府省庁のHPで年度別シート単位別に公表されており、関心ある事業の検索が困難。	RSシステムに全レビューシート等が集約した形で、 HPで一元管理。
	同じ事業を経年で確認したくとも、年度別で公表さ れており検索に手間がかかる。	予算事業IDで過去のシートとの紐付けがされ、経年 推移比較などの利便性向上。

#### (図表4:RSシステムの概要)

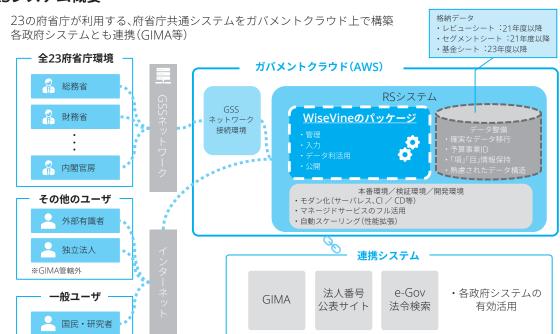
#### (参考) RSシステムにおけるデータ構造の工夫

- ・ RSシステムでは各レビューシートに記載する情報の単位を小さくし、システム上で積み上げ、全体を集計。
- ・ これにより、これまではレビューの実施に必要な資料作成に、各レビューシートから数字を転記する必要 があったが、今後は、入力された情報をもとにシステムが自動で必要な情報を抽出・集計。
- ・ また、情報の単位が府省庁間で揃っていることで、府省庁横断での集計や検索が可能に。
- ・ なお、予算や政策・施策の項目は予算書や各府省庁の政策評価体系と揃えられているため、将来的な他の 外部システムとの連携も検討しやすい構造としている。



<sup>31</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai54/siryou4.pdf

#### (図表5:RSシステムの概要) RSシステム概要



(出所:図表4及び5いずれも、行政改革推進会議第57回資料) 32

RSシステムは、各府省庁が利用するガバメントクラ ウド(AWS:アマゾン ウェブ サービス)上で構築され、 GSSネットワーク(ガバメント ソリューションサービ ス ネットワーク)を介して各府省庁と連携される。RS システムには、2021年度以降の行政事業レビューシー ト情報及び独立行政法人の運営費交付金事業に関するセ グメントシート情報、2023年度以降の基金シート情報 が格納され、国民は各府省庁のHPに個別にアクセスせ ずとも、インターネットを介してRSシステムからこれ らの情報に直接アクセスでき、利活用できる。

#### 7. 最後に

国は、行政事業レビューをEBPMの手法等により活性 化させ、政策評価との連携も図り、予算策定過程や政策 立案過程に生かしていくことを決定した。EBPMの手法 をこれらに生かしていくことの重要性は以前から主張が 見られたところであるが、数年掛かっても良いので当取 組を着実に根付かせていくことに加え、参考とされるエ ビデンス内容も常に変化していくため、新鮮で確かなエ

ビデンスを収集し活用していくことが、期待される。

また、これまでの行政事業レビューシートの内容は、 各府省庁のホームページから検索する必要があり、デー タ活用するにも必ずしも使いやすい形でエクセル化され ているとは言い難かった。今後のRSシステムによるデ ータ公表により、国民も参加した行政事業に対する分析 等が一層進み、益々、効果的でアカウンタビリティを果 たせるような予算編成に繋がることも期待される。

今般作成された行政事業レビューシート作成ガイドブ ックはパワーポイントで作成され図表が多用されてお り、過去のデジタル行財政改革会議や行政改革推進会議 などの議論やその結果がサマライズされており、今後の 行政事業レビューの在り方を理解するには、非常にわか りやすい。行政事業レビューの一層の理解を進め、行政 事業レビューが政策立案や予算策定過程という将来の意 思決定に一層貢献した仕組み・制度となるよう国民とし てサポートしていくためにも、ご一読を薦めたい。

### 会計基準等開発動向

2024年8月1日時点

#### 【企業会計基準委員会 ASBJ】

#### ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計 基準	組みの一環として、借手のすべてのリースにつ いて資産及び負債を認識するリースに関する会	号「リースに関する会計基準(案)」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応 が検討されている。

#### ■ 市明禾吕仝 不安議由

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会 計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」の相対的アプローチを採用したモデル(ECLモデル)を開発の基礎として検討が進められている。現在、金融機関において適用されるIFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発に関する検討を継続しつつ、同時並行的に一般事業会社における取扱いに関する検討が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	四半期報告書制度の見直しへの対応について、 以下の検討を行う予定とされている。 ① 企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」(以下「中間会計基準」という。) 及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に 関する会計基準」を統合した会計基準等の開 発の要否 ② 中間会計基準に関連する他の会計基準等の 修正への対応 ・中間会計基準等に関連する他の会計基準等 のうち用語の置き換え ・中間会計期間の取扱いについて現行の会計 基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱 い	②のうち中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱いに関して、2024年6月より検討が開始されている。
上場企業等が保有するベンチャーキャピタル(VC)ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	2023年11月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、上場企業等が保有する組合等への出資持分に関して、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討が行われている。	2023年12月より検討が開始されている。
金融商品取引法上の 「電子記録移転権利」 又は資金決済法上の 「暗号資産」に該当 するICOトークンの 発行・保有等に係る 会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会

項目	内容	ステータス
		において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙(https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf)が公表された。
子会社株式及び関連 会社株式の減損との れんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

#### ■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会 計処理及び開示の取 扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議 (2021年11月29日開催) においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2) (3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議 (2022年3月2日開催) では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議 (2022年7月20日) では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
実務対応報告第19 号「繰延資産の会計 処理に関する当面の 取扱い」の改正	実務対応報告第19号で規定される繰延資産の会計処理のうち、株式交付費、新株予約権発行費、 社債発行費、創立費及び開業費の会計処理の検討	第48回基準諮問会議(2023年7月3日開催)において、会計基準レベル/実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。第49回基準諮問会議(2023年11月22日開催)において、実務対応専門委員会におけるテーマ評価では、実務対応報告第19号を見直すことについて一定のニーズがあり、企業会計基準委員会で基準開発を行う価値があると考えられるが、見直しの範囲を実務対応報告第19号で扱う繰延資産とするか、より広く繰延資産全体とするかについて検討すべきとされた。第51回基準諮問会議(2024年7月24日開催)において、審議の結果、ASBJに新規テーマとして提言するとされた。なお、実務対応報告第19号で取り扱われている繰延資産項目についてASBJで開発のテーマとする時期等についてはASBJの判断に委ねることが付言されている。

項目	内容	ステータス
バーチャルPPAの会 計処理について	環境意識の高まりとともに今後、取引が拡大されると見込まれるバーチャルPPA(電力購入契約の一種)の会計処理の明確化	第49回基準諮問会議(2023年11月22日開催)において、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。第50回基準諮問会議(2024年3月11日開催)において、実務対応専門委員会のテーマ評価では、バーチャルPPAについて需要家の観点から優先度の高い論点に範囲(会計処理単位や時価評価の要否)を限定して会計処理を検討するアプローチについては新規テーマとして取り上げる要件を満たしているとの評価が行われている。第51回基準諮問会議(2024年7月24日開催)において、現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定めるアプローチにより、新規テーマとしてASBJに提案するとされた。
「継続企業」及び「後 発事象」に関する会 計基準の開発につい て	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するプロジェクトの一環で、2024年6月21日に公表された「継続企業及び後発事象に関する調査研究」、これに関連した「継続企業」及び「後発事象」に関する会計基準の開発	第51回基準諮問会議(2024年7月24日開催)において、「継続企業に関する会計基準」の開発についてはASBJに新規テーマとして提言し、「後発事象に関する会計基準」については開発を再開することに同意するとされた。

#### ■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

#### ■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」 に基づき適用後レビューの作業が実施されてい

#### 【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

#### ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準(案)」が公表され、2024年7月31日にコメントが締め切られている。
日本版S2プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示テーマ 別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」が公表され、2024年7月31日にコメントが締め 切られている。

(補足)サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期については、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報 の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」にて検討が行われている。

#### ■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない(基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない)ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSB の産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

#### 【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び 手続を定めたもの

#### ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草 案第73号「リース に関する会計基準 (案)」等の公表に伴 う実務指針等の改正 及び廃止	基準公開草案第73号「リースに関する会計基準 (案)」等に対応するため、会計制度委員会報告 第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フ	

#### 【金融庁】

項目	内容	ステータス	
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)等について所要の改正を行うもの。		

#### 【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		



### デロイト トーマツ グループ公式アプリ

国内外の調査レポートや会計情報、セミナー情報をお届けしています。 Deloitte.comの中から厳選した情報を中心に発信しています。 ぜひお手元のスマートフォンにインストールしてご活用ください。

#### アプリの主な機能

#### Home

最新記事や国内外の調査レポート、SNS更新情報を確認できます。また、関心のあるサービスなどに基づいて配信されるプッシュ通知もこちらから。

#### 会計情報

会計情報は、その時々に話題となっている会計、税務、コンサルティング等に関わるテーマを、デロイトトーマツ グループの専門家がわかりやすく解説する月刊情報コンテンツです。

#### レポート

国内での最新調査レポートはもちろんデロイトのグローバルネットワークを通じた調査レポートに、日本のプロフェッショナルがより掘り下げた解説をつけています。

#### セミナー

様々な専門分野・ビジネス領域における各種セミナー /Webinarの予定をご覧いただけます。

#### More (その他)

ビジネス変革の最前線から、プロフェッショナルの視点を発信する『D-nnovation Perspectives Blog』では、いま話題のテーマを、それぞれの専門領域独自の切り口とコンテクストで分かりやすく解説。そのほか、デロイトトーマツグループのウェブサイトの検索もこちらから行っていただけます。

アプリのインストール後、「アプリ設定」から関心の あるサービスやインダストリーを登録していただくと、 関連した情報が更新された際に通知を受け取ることがで きるようになりますので、ぜひご登録ください。

以下のQRコードをお手持ちのスマートフォンまたはタブレットで読み取ることで、ダウンロード可能です。



←iOS、iPadOS版は こちらから



←Android OS版は こちらから

- ※ ORコード は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ※ iOSは、米国Ciscoのライセンスに基づき使用されている商標です。
- ※ iPadOSは、Apple Inc. の商標です。
- ※ Androidは Google LLC の商標です。

#### 会計情報

発行日 令和6年8月20日(毎月20日発行)

第577 9月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ

テクニカルセンター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング

冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。

JPTOKYOTRC\_Mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ http://www.deloitte.com/jp/audit トーマツ会計情報 http://www.deloitte.com/jp/atc

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

## Deloitte.

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワーク のメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ ツルサルティング合同会社、デロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧くだい。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーステームであり、保証有限責任会社です。プロイト アパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド (\*DTTL\*)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 

